

ガス工作物定期自主検査要領

平成29年4月

商務流通保安グループ

目 次

1. はじめに	1
2. 定期自主検査の位置付け	1
3. 定期自主検査の対象となるガス工作物の種類とその時期	
3.1 定期自主検査の対象となるガス工作物の種類	2
3.2 定期自主検査における設備の区分及び範囲	3
3.3 定期自主検査の時期	4
3.4 定期自主検査時期の変更	
3.4.1 定期自主検査時期の変更承認の基準	7
3.4.2 定期自主検査時期の変更承認申請	9
4. 定期自主検査の基本的考え方	
4.1 製造設備	
4.1.1 定期自主検査の概要	9
4.1.2 定期自主検査の方法	10
4.2 供給設備	
4.2.1 導管	13
4.2.2 整圧器	13
4.2.3 その他	13
5. 定期自主検査の手順	
5.1 定期自主検査の進め方	
5.1.1 製造設備	13
5.1.2 供給設備	16
5.2 定期自主検査記録の保存	17

6. 検査要領・検査記録

6.1 製造設備

6.1.1 設備別検査の構成と概要	17
6.1.2 検査記録	18
6.1.3 設備別検査	21

6.2 供給設備

6.2.1 導管	83
6.2.2 整流器	83

7. 様式集

7.1 一般	86
--------------	----

7.2 製造設備

7.2.1 様式	88
7.2.2 記載例	90

7.3 供給設備

7.3.1 様式	109
7.3.2 記載例	112

1. はじめに

平成11年のガス事業法（以下「法」という。）改正に伴い、これまでの国による定期検査が廃止され、ガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第48条第1項、第107条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第1項で定められたガス工作物について事業者による定期自主検査が行われることとなった。

本要領は、施行規則第48条第2項、第107条第2項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第2項に規定する定期自主検査の十分な方法について、その解釈を具体的に示したものである。

なお、同項に規定する定期自主検査の方法は、この解釈に限定されるものでなく、同項に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同項に適合するものと判断することとする。

同様に、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（以下「技術省令」という。）第24条の2の規定により、同省令で定める技術基準を満たしているとみなされた液化ガス貯蔵設備等のうち定期自主検査の対象となるものについては、本要領によらず、これまで高圧ガス保安法の規定に基づき行われてきた検査方法で検査を行うことにより、同項に適合するものと判断することができる。

2. 定期自主検査の位置付け

ガス工作物（施行規則別表第1に規定されているもの）についてはガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的として、ガス事業者が、当該ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準（本章において、以下「技術基準」という。）に適合するように維持することが義務づけられている。（法第21条、第61条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条）

ガス事業者は、法第32条、第68条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第101条で定めるところにより、ガス工作物の設置又は変更の工事であって、施行規則第39条、第97条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第153条に規定する工事をしようとするときはその工事の計画を届け出るとともに、法第33条、第69条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第102条で定めるところにより、施行規則第43条、第101条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第157条に規定する工事については、使用前自主検査を行い、その結果について登録ガス工作物検査機関の行う検査を受け、①その工事が法第32条第1項又は第2項、第68条第1項又は第2項

（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第101条第1項又は第2項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）、②技術基準に適合するものであることを確認する必要がある。

一方、供用中のガス工作物においては、ガス事業者は自ら保安規程（法第24条、第64条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第97条）にガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査について定め、これを遵守しなければならない。

また、法第34条、第71条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第104条で定めるところにより、高圧のガス等による損傷又は腐食等の経年変化を生ずるおそれのあるものであって施行規則第48条第1項、第107条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第1項に規定するガス工作物については、施行規則第48条第2項、第107条第2項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第2項に規定する方法で、定期自主検査の時期を定める件（平成7年3月1日告示第105号）で定める時期ごとに、ガス事業者が定期自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認する必要がある。

3. 定期自主検査の対象となるガス工作物の種類とその時期

3.1 定期自主検査の対象となるガス工作物の種類

定期自主検査の対象となるガス工作物の種類は、施行規則第48条第1項、第107条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第1項により、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。）であって、最高使用圧力が高圧のものと定められている。

① ガス発生設備

- ・ 液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備にあつては、気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧以外のものを除く。
- ・ 移動式ガス発生設備を除く。

② ガス精製設備

③ ガスホルダー

④ 熱交換器

⑤ 冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）

- ⑥ 導管
- ⑦ 整圧器
- ⑧ 熱量調整装置に属する容器
- ⑨ 付臭剤を収納する容器

3.2 定期自主検査における設備の区分及び範囲

定期自主検査における設備の区分及びその範囲については、製造設備、導管等の供給設備に大別し、それぞれ次のように区分する。

(1) 製造設備

a. 設備の区分

製造設備の構成要素としては、施行規則別表第1において、ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー、附帯設備等に区分されているが、定期自主検査を行う場合の設備の区分は、6.1.3 設備別検査に示す設備区分に従うものとする。

ただし、本要領において、中間熱媒体を使用したシェルアンドチューブ式ガス発生設備のように、ガス発生器本体、熱交換器及びその他の設備が一体になって組み立てられ、かつ、運転制御されているような場合には、ガス発生器、熱交換器等に区分して取り扱わずに、これらを一括して「ガス発生設備」として取り扱うものとする。

なお、簡易なガス発生設備（ガス事業法施行令第1条に規定する特定ガス発生設備。以下「特定ガス発生設備」という。）については、製造設備として取り扱うものとする。

また、熱量調整装置に属する容器及び付臭剤を収納する容器については、使用目的で区分するより、構造的な特徴で区分する方が適切であることからこれらを一括して設備区分上「容器」として扱うこととする。

b. 検査範囲

各設備の検査範囲については、6.1.3 設備別検査（1）機器構成において概念図により例示することとした。

(2) 供給設備

a. 設備の区分

定期自主検査の対象となる高圧の供給設備としては、施行規則第48条第1項、第107条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第1項で定める導管、整圧器及び

ガスホルダーに区分される。

このうち、導管及び整圧器は、それらの構造、機能及び維持管理方法等が異なることから、本要領において区分することとし、導管と整圧器に分けて取り扱うこととする。

なお、ガスホルダーについては、製造設備に示すガスホルダーに準じて扱うこととする。

b. 検査範囲

導管の検査範囲は、最高使用圧力が高圧のものとする。

整圧器の検査範囲は、最高使用圧力が高圧のものであって、整圧器本体とする。

3.3 定期自主検査の時期

定期自主検査の時期は、定期自主検査の時期を定める件で定めるところにより、ガス工作物の種類ごとに、それぞれ以下の表に掲げる月数を超えない時期とする。

なお、平成29年4月1日から新たに検査対象となった特定ガス発生設備については、平成29年4月1日、技術省令第24条の2の規定により、同省令で定める技術基準を満たしているとみなされた液化ガス貯蔵設備等については、法第86条第1項の規定による届出があった日を起算日として以下の表に掲げる月数を超えない時期とする。

ガス工作物の種類	運転時間	前回の定期自主検査日 ^(注1) からの月数
(1) 液化ガス用ガス発生設備	年間	37 月
(2) 熱交換器、熱量調整装置に属する容器のうち、取り扱い流体が天然ガス、液化天然ガス及び液化石油ガス（気化したガスを含む。以下「天然ガス等」という。）のもの	2,000 時間以内	
	年間 2,000 時間超	25 月
(3) ガスホルダー	—	25 月
(4) 冷凍設備 (小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。)	—	37 月
(5) 導管	—	25 月
(6) 整圧器	—	37 月
(7) 特定ガス発生設備 ^(注2)	—	25 月
(8) 上記に掲げるガス工作物以外のもの	—	13 月

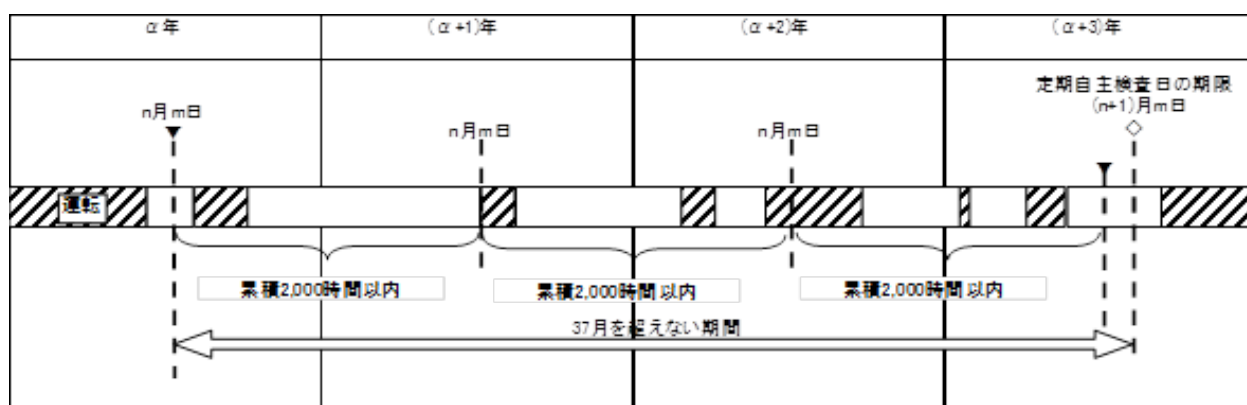
(注1) 前回の定期自主検査日とは、「5. 定期自主検査の手順」を参照のこと。なお、初回の定期自主検査における前回の定期自主検査日とは、使用前検査合格日を指す。

(注2) 高圧ガス保安法第41条に規定する容器を除く。以下同様。

法第32条第1項、第68条第1項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第101条第1項の規定による変更の工事（改造等）を行ったガス工作物の定期自主検査の時期は、変更工事の時期に拘わらず、前回の定期自主検査日から起算した時期とする。

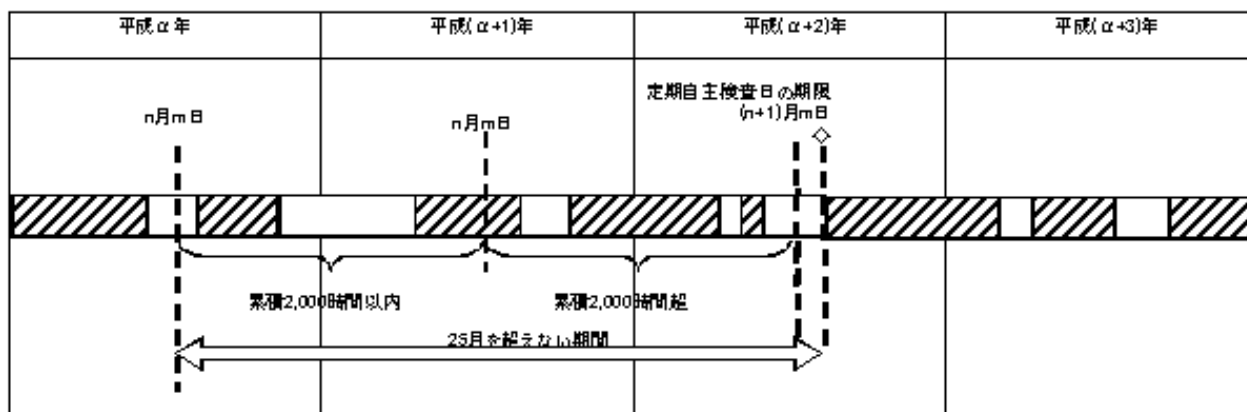
ここで、年間運転時間2,000時間以内のガス工作物の定期自主検査の時期については以下のとおりとする。

- (1) 年間の運転時間が2,000時間以内のものと、前回の定期自主検査日から数えて、次回の定期自主検査日までの1年ごとの運転時間が2,000時間以内のものをいう。



上記(1)の解説図（一例）

- (2) 年間の運転時間が2,000時間以内であるとして定期自主検査の時期が37月を超えない時期に実施することになるガス工作物であって、前回の定期自主検査日から25月の間に年間の運転時間が2,000時間を超えて運転しようとする場合は、前回の定期自主検査日以降25月までの間に定期自主検査を実施しなければならない。



上記(2)の解説図（一例）

(3) 年間の運転時間が2,000時間以内であるとして定期自主検査の時期が37月を超えない時期に実施することになるガス工作物であって、前回の定期自主検査日から25月から37月の間に年間の運転時間が2,000時間を超えて運転しようとする場合は、前回の定期自主検査日以降の運転時間が6,000時間になると見込まれる時期を超えない範囲において、時期変更承認申請により検査の時期の延期を認めることができるものとする。

ここで、上記(3)の場合の一例を以下に示す。

年間の運転時間が2,000時間以内の設備において、1、2年目の運転時間実績が以下の場合を想定する。

① 1年目：1,500時間

(2,000時間までの残り時間 a 500時間)

② 2年目：1,000時間

(2,000時間までの残り時間 b 1,000時間)

この時、時期変更承認申請の有無によって、3年目（前回の定期自主検査日以降25～37月）の運転可能な時間が以下の様になる。

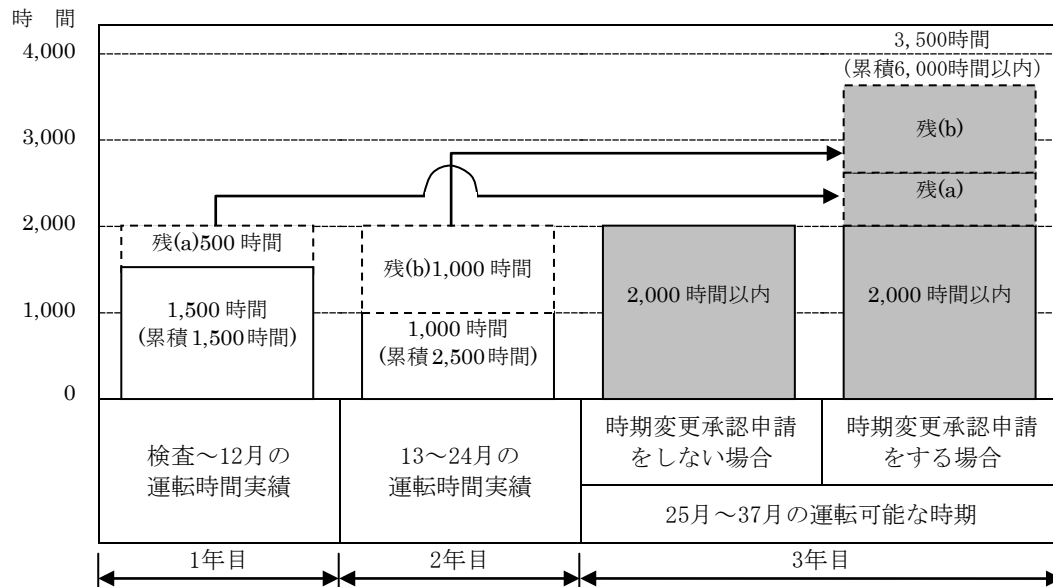
①時期変更承認申請をしない場合：2,000時間以内

②時期変更承認申請をする場合：3,500時間以内

(3,500時間＝2,000時間＋500時間（残 a）＋1,000時間（残 b）、また、この場合1～3年目の累積運転時間は、6,000時間（＝2,000時間×3年）以内とする。)

ただし、前回の定期自主検査日以降37月を超えない時期に、定期自主検査を実施しなければならない。

以上のことを図示すると、次のようになる。



上記(3)の解説図 (一例)

3.4 定期自主検査時期の変更

3.4.1 定期自主検査時期の変更承認の基準

施行規則第210条に基づく定期自主検査の時期の変更のうち、延期する場合の変更承認の基準は次によるものとする。ただし、原則として初回の定期自主検査を行う場合は、適用しない。

(1) 前回の定期自主検査日以降運転時間が短いガス工作物

定期自主検査の時期が前回の定期自主検査日以降13月を超えないガス工作物及び冷凍設備のうち、前回の定期自主検査日以降の運転時間が短い工作物であって、当該ガス工作物が次の条件を満足する場合は、前回の定期自主検査日以降の運転時間が4,000時間になると見込まれる時期を超えない範囲において、定期自主検査の時期の延期を認めることができるものとする。

ただし、延期期間は、1年を限度とする。

- a. 累積運転時間が、申請時に100,000時間以内であること。
- b. 前回の定期自主検査日以降、運転停止にいたるような事故が発生していないこと。
- c. 前回の定期自主検査の結果、当該ガス工作物に特に支障が認められていないこと又は異常が認められた個所及び異常が発生するおそれがある個所について恒久的な対策が施されていること。

(2) 前回の定期自主検査日以降運転しないガス工作物

定期自主検査の時期が前回の定期自主検査日以降13月を超えないガス工作物のうち、前回の定期自

主検査日以降概ね1年間運転をしないガス工作物であって、他のガス工作物と確実に縁切りされており、かつ窒素等の不活性ガスで置換することにより経年変化を防ぐような措置が講じてあるものは、変更承認申請日から1年を限度に定期自主検査の時期の延期を認めることができるものとする。

(3) 前回の定期自主検査日から3年目に2,000時間を超えて運転しようとするガス工作物

年間の運転時間が2,000時間以内であるものとして、前回の定期自主検査日以降37月を超えないガス工作物であって、前回の定期自主検査日から25月から37月の間に、年間の運転時間が2,000時間を超えて運転しようとする場合は前回の定期自主検査日以降の運転時間が6,000時間になると見込まれる時期を超えない範囲において、定期自主検査の時期の延期を認めることができるものとする。

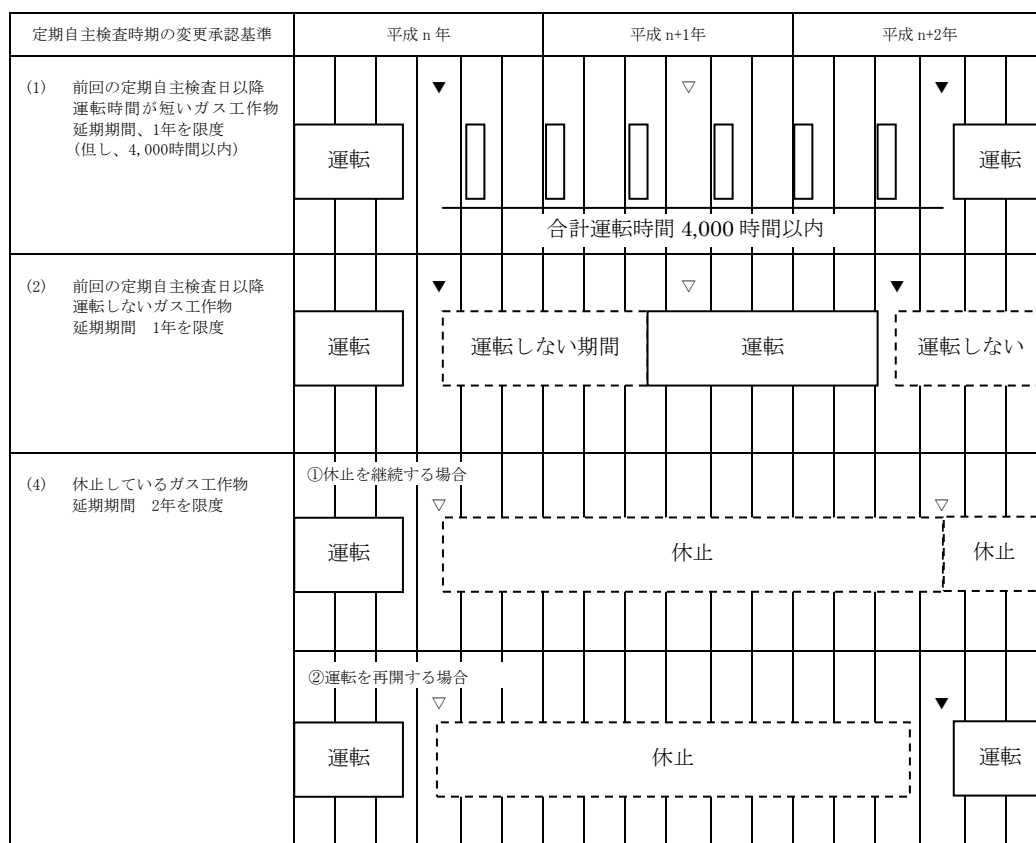
ただし、延期期間は前回の定期自主検査日から37月を限度とする。

(4) 休止しているガス工作物

定期自主検査の時期において継続して休止する計画をもって休止しているガス工作物であって、他のガス工作物と確実に縁切りされており、かつ窒素等の不活性ガスで置換することにより経年変化を防ぐような措置が講じてあるものは、当該ガス工作物を再び使用しようとするときまで定期自主検査の時期の延期を認めることができるものとする。なお、定期自主検査の時期の延期については2年を限度とし、更にその限度を超えて休止を継続する場合は、新たに時期の変更承認を行うものとする。

当該ガス工作物を再び使用しようとするときには、定期自主検査を行うものとする。

ここで、上記(1)、(2)及び(4)の場合の一例を次の図に示す。(3)については3.3 定期自主検査の時期で一例を図示している。



(注) ▼：定期自主検査日、▽：変更前の定期自主検査日

上記(1)、(2)及び(4)の解説図（一例）

3.4.2 定期自主検査時期の変更承認申請

定期自主検査の時期を延期する場合、施行規則第49条、第108条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第164条で定めるそれぞれの定期自主検査の時期の概ね2ヶ月前に、施行規則第210条で定めるところにより変更承認申請を受け、第211条第2項に規定する検査時期変更承認申請書を経済産業大臣に提出するものとする。その申請書には、3.4.1(1)、(2)、(3)又は(4)の条件を満たすことを示す資料を添付する。

4. 定期自主検査の基本的考え方

4.1 製造設備

4.1.1 定期自主検査の概要

定期自主検査は、設備の機器構成の個別機器に対する項目と共通機器に対する項目について行うものとする。定期自主検査の具体的な方法については4.1.2 定期自主検査の方法に、設備区分ごとの検

査項目については 6.1.3 設備別検査に示している。

また、定期自主検査の結果は、各様式に従って、検査記録を作成し、保存するものとする。

4.1.2 定期自主検査の方法

(1) 個別機器

設備の機能、性能を常に維持するためには、経年変化のおそれのある部位に対して、使用状況に応じた適切な方法により検査を行わなければならない。開放して検査を行う設備については、6.1.3 設備別検査の中の定期自主検査の方法に記載している。ここでいう開放には、経年変化のおそれのある部位に対して、外部から適切に検査を行う状態にすることを含む。

開放周期は、設備の構造、使用環境及び過去の検査結果を勘案して個別に決定するとともに、適宜、見直す必要がある。以下に、標準的な運転時間の設備の開放周期の例を示す。

	機 器	開放周期	備 考
(1)	触媒充てん容器	7 年	
(2)	(1)以外の容器、熱交換器(注1)で、取り扱う流体が、天然ガス等のもの	4 年	定期自主検査周期が 2 年の場合
		6 年	定期自主検査周期が 3 年の場合
	(1)以外の容器、熱交換器(注1)で、取り扱う流体が、天然ガス等以外のもの	3 年	
(3)	球形ガスホルダー	(一社)日本ガス協会「球形ガスホルダー指針」による。	
(4)	特定ガス発生設備	(一社)日本コミュニティーガス協会「特定製造所設備指針」による。	

(注1) (2)でいう容器、熱交換器には、6.1.3 設備別検査の機器構成の個別機器の構成要素でいう容器、熱交換器だけでなくガス発生器及びガス精製設備も含まれる。

また、各設備の個別機器に対して、目視検査、板厚測定、探傷検査、漏えい検査を行う際の考え方を以下に示す。

a. 目視検査

目視検査は、目視により機器の外表面又は内面（開放時）の各部位に、損傷、腐食、摩耗、変形、汚れ、その他の異常のないことを確認するものである。以下に主要な機器についての目視検査の方法を

示す。

①ガス発生器（自熱式ガス発生設備を除く）、熱交換器

外部から目視により腐食、その他について異常のないことを確認する。ただし、保温、保冷が施工してあるガス発生器、熱交換器については保温材、保冷材の損傷、その他について異常のないことを確認する。

開放を実施しているガス発生器、熱交換器については、目視により内面の腐食、損傷、変形、その他について異常のないことを確認する。また、伝熱管については曲り、汚れ等について異常のないことを確認する。

②ガス発生器（自熱式ガス発生設備）、ガス精製設備、容器

外部から目視により腐食、その他について異常のないことを確認する。ただし、保温、保冷が施工してあるガス発生器、ガス精製設備、容器については保温材、保冷材の損傷、その他について異常のないことを確認する。

開放を実施しているガス発生器、ガス精製設備、容器については目視により内部の腐食、損傷、変形、その他について異常のないことを確認する。

b. 板厚測定

板厚測定は、経年変化のおそれのある耐圧部に検査箇所を定め超音波厚さ計等を用いて行い、強度上必要な板厚を維持していることを確認するものである。また、目視検査において著しい腐食や摩耗の認められた部位についても板厚測定を行う。

ここで、板厚が前回測定値と比べて減少している場合は、その減肉速度より次回定期自主検査までの減肉量を算出し、得られた予想板厚が強度計算に用いられる最小板厚（腐れしろを除く。）を下回らないことを確認するものである。

なお、板厚測定が省略できる場合の一例を次に示す。（注1）

- ① ステンレス鋼その他の耐食性材料であって、腐食による減肉がなく、かつ使用条件から摩耗のないもの。
- ② 防食コーティングを施工しているもので、コーティングが健全なもの。

（注1）耐圧部材が腐食した場合や疲労割れを除去した際に、建設時の必要最小板厚を下回る場合には、更新又は溶接補修などの方法で建設時の必要最小板厚を確保することが原則であるが、ガス工作物技術基準解釈例第18条第2項及び同解釈例第52条第2項によって評価や補修をすることができる。

c. 探傷検査

探傷検査は、使用環境から欠陥が発生するおそれのある耐圧部の溶接線について、その健全性を確認するものである。具体的には、対象とする部位の材料、構造及び経年変化の要因に応じて、浸透探傷試験、磁粉探傷試験、超音波探傷試験、放射線透過試験の中から適切な探傷方法を選び、有害な欠陥のないことを確認する。

d. 漏えい検査

漏えい検査は、経年変化のおそれのあるシール部と検査のため開放した後に組み立てたシール部を対象として、それぞれのシール性能について確認するものである。ここで、検査対象となる部位は、フランジ継手部、ねじ継手部、弁グランド部、熱交換器の管板シール溶接部・管板拡張部等である。

具体的な検査方法は、運転状態若しくは運転を停止した状態又は開放した場合は組み立て後に運転圧力以上に加圧した状態において、以下に示す方法から適切な方法を選択して行う。

- ① 発泡液をシール部に塗布し、泡が認められるか否かで判定する。
- ② 検査に用いるガス（実ガスを含む）の濃度が 0.2%以下で作動するガス検知器を使用して、当該検知器が作動しないことにより判定する。
- ③ 被検査部分の容積及び最高使用圧力に応じて、気密保持時間以上保持し、その始めと終わりの測定圧力が圧力測定器具の許容誤差範囲内にあることを確認することにより判定する。

[特記事項]

熱交換器の管板シール溶接部は、シェル側又は管側を加圧して検査を行うが、過去の検査実績から欠陥発生の可能性が考えられるものは、探傷検査を併用することもできる。

(2) 共通機器

各設備の共通機器に対して行う、外観、作動、機能・精度及び距離・測定の内容を以下に示す。ただし、検査対象及び検査項目の詳細については、6.1.1.(2)b.の表「共通機器検査対象及び検査項目」に示している。

a. 外観

各機器の異常のないことを確認する。

b. 作動

- ① 警報装置等は、模擬入力等により機器が正常に作動すること（緊急しゃ断弁の開閉動作、警報表示等）を確認する。
- ② 安全弁は、分解整備した場合には、作動試験を行い、吹出し圧力が許容範囲内であることを確

認する。

- ③ 自家発電、ポンプは、試運転等により正常に作動することを確認する。

c. 機能・精度

- ① 計測装置は、その測定精度が許容値内にあることを確認し、必要な場合には校正を行う。
- ② バッテリーは、電圧測定等により正常な機能を有していることを確認する。

d. 距離・測定

- ① 火気設備との距離は、図面又は実際の測定値により確認する。
- ② 球形ガスホルダーの基礎は、沈下測定を実施し異常のないことを確認する。

4.2 供給設備

4.2.1 導管

導管の検査は、設置状況の検査、漏えいに係る検査及び防食措置に係る検査とする。

検査は、原則として、路線毎を対象として実施する。なお、検査の運用上、支障がないと認められる場合は、ガス事業者の事業所毎に実施することも可能とする。

4.2.2 整圧器

整圧器の検査は、設置状況の目視検査、分解検査、機能検査及び漏えいに係る検査とする。

4.2.3 その他

導管及び整圧器は検査対象物量が多いため、1日ですべての検査を行うことが不可能な場合がある。このため何日かに分けて検査を実施することができる。また、通常の維持管理作業において行っているものについては、定期自主検査の直近に行ったものを「定期自主検査のために行った検査」とすることができる。

5. 定期自主検査の手順

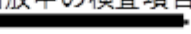
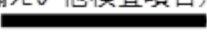
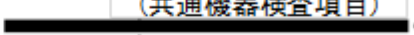
5.1 定期自主検査の進め方

5.1.1 製造設備

以下の手順に従って検査を進める。

- (1) 設備の一部又は全部の開放を行う場合

- ① 「６．検査要領・検査記録」による定期自主検査を実施し、「定期自主検査記録（様式－製１）」を作成する。
- ② 開放できる部分が開放されて目視による内面の検査が可能となり、検査（漏えい検査、共通機器の作動の確認を除く。）が完了した後に、検査結果を「定期自主検査記録書（様式－製１）」に記入する。ガス主任技術者は検査の結果と「定期自主検査記録書」の記載内容を確認し「定期自主検査実施結果（様式－１）」を作成して署名又は記名・押印する。（署名又は記名・押印した日を定期自主検査日とする。）
- その際、指摘・改善事項等がある場合には「定期自主検査実施結果（様式－１）」の該当欄に内容を記載する。
- ③ 漏えい検査、共通機器の作動の確認を実施し、「定期自主検査記録書（様式－製１）」にその結果を記入する。ガス主任技術者は検査の結果と「定期自主検査記録書」の記載内容を確認し、保安上支障となるような異常が無いことを確認の上、署名又は記名・押印する。その際、指摘・改善事項等がある場合には「定期自主検査実施結果（様式－１）」の該当欄に内容を記載する。
- ④ ②、③の時点でガス主任技術者からの指摘・改善事項等がある場合については、それに対する措置を実施する。「定期自主検査実施結果（様式－１）」の該当欄に記載後、ガス主任技術者が内容を確認の上、署名又は記名押印する。（署名又は記名押印した日を措置完了確認日とする。）

設備の状態	(開放状態)  (運転可能) 	
個別機器検査	(開放中の検査項目) 	(漏えい他検査項目) 
共通機器検査	■ ■ ■ ■  (共通機器検査項目)	
指摘・改善事項等 に対する措置	実施しなくても保安上 支障とならない事項 	
「定期自主検査記録書」 (様式一製1)	A 定期自主検査日記入	
	B 記録書最終内容確認日記入	
	C 署名または記名・押印	
「定期自主検査実施結果」 (様式一1)	A 定期自主検査日記入	
	B 検査結果の記入	
	C 検査を実施したものの氏名欄 署名または記名・押印	
	D 指摘・改善指示内容記載	 
	E 措置の内容記載	 
	F 措置完了確認日記入	
	G 措置完了確認欄 署名または記名・押印	

○: 日付記入

◆: ガス主任技術者の署名または記名・押印

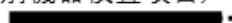
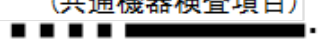
□: 内容記載

上記(1)の解説図 (一例)

(2) 設備の開放を行わない場合

- ① 「6. 検査要領・検査記録」による定期自主検査を実施し、「定期自主検査記録(様式一製1)」を作成する。
- ② 実施すべき検査項目が全て完了した後に、ガス主任技術者は検査項目についての検査結果と「定期自主検査記録書(様式一製1)」の記載内容を確認の上、署名又は記名押印する。また、「定期自主検査実施結果(様式一1)」を作成して署名又は記名押印する。(署名又は記名押印した日を定期自主検査日とする。)その際、指摘・改善事項等がある場合には「定期自主検査実施結果(様式一1)」の該当欄に内容を記載する。
- ③ ②の時点でガス主任技術者からの指摘・改善事項等がある場合については、それに対する措置を実施する。「定期自主検査実施結果(様式一1)」の該当欄に記載後、ガス主任技術者は措置結果と記載内容を確認の上、署名又は記名押印する。(署名又は記名押印した日を措置完了確認日と

する。)

設備の状態	開放しない (運転可能) 
個別機器検査	(個別機器検査項目) 
共通機器検査	(共通機器検査項目) 
指摘・改善事項等 に対する措置	実施しないと保安上 支障となる事項 
「定期自主検査記録書」 (様式一製1)	A 定期自主検査日記入 
	B 記録書最終内容確認日記入 
	C 署名または記名・押印 
「定期自主検査実施結果」 (様式一1)	A 定期自主検査日記入 
	B 検査結果の記入 
	C 検査を実施したものの氏名欄 署名または記名・押印 
	D 指摘・改善指示内容記載 
	E 措置の内容記載 
	F 措置完了確認日記入 
	G 措置完了確認欄 署名または記名・押印 

○: 日付記入

◆: ガス主任技術者の署名または記名・押印

□: 内容記載

上記(2)の解説図 (一例)

5.1.2 供給設備

以下の手順に従って検査を進める。

- ① 「6. 検査要領・検査記録」による定期自主検査を実施し、「定期自主検査記録 (様式一供1、供2)」を作成する。
- ② ガス主任技術者は「定期自主検査記録 (様式一供1、供2)」の記載内容を確認し、「定期自主検査実施結果 (様式一1)」を作成して署名又は記名押印する。(署名又は記名押印した日を定期自主検査日とする。)

その際、指摘・改善事項等がある場合には「定期自主検査実施結果 (様式一1)」の該当欄に内容を記載する。

- ③ ②の時点でガス主任技術者からの指摘・改善事項等がある場合については、それに対する措置を実施する。「定期自主検査実施結果 (様式一1)」の該当欄に記載後、ガス主任技術者が内容を

確認の上、署名又は記名押印する。（署名又は記名押印した日を措置完了確認日とする。）

5.2 定期自主検査記録の保存

定期自主検査の結果の記録（様式－１、様式－製１、様式－供１～供２）は、施行規則第50条第２項、第109条第２項（施行規則第131条第１項において準用する場合を含む。）及び第165条第２項に従い、定期自主検査日から５年間保存する。

なお、定期自主検査の結果の記録は、施行規則第51条、第110条（施行規則第131条第１項において準用する場合を含む。）及び第166条に従い、電磁的方法により作成し、保存することができる。

6. 検査要領・検査記録

6.1 製造設備

6.1.1 設備別検査の構成と概要

6.1.3 に示す設備別検査は、定期自主検査の要領を具体的に示しており、設備別に以下の２項目から構成している。

6.1.3 設備別検査
(1) 機器構成 表１ 個別機器 図１ 設備の概念図 表２ 共通機器検査項目
(2) 定期自主検査の方法

(1) 機器構成

定期自主検査の対象となる機器の範囲を明らかにするため、以下に示す表と図にまとめたものである。

表１ 個別機器（機器名称は一例）

図１ 設備の概念図

表２ 共通機器検査項目

機器構成の個別機器は、代表的なものについて、概念図とともに、当該機器を構成する構成要素を示している。設備によっては、代表例を複数記載しているものがある。この場合、個別機器は、対応する番号の概念図を参照する。

共通機器の適用の欄には、必ず適用するものには○印、設備の態様に応じて必ずしも適用しなくて

良いものには△印を付けている。そのため検査の実施に際しては、その都度設備の設置・運用状況に応じて、実態に即した検査を行うものとする。

(2) 定期自主検査の方法

設備別に個別機器及び共通機器の検査の方法を示して一覧表にまとめたものである。

a. 個別機器

機器名称ごとに検査の方法を定めている。なお、ここで示す検査方法は、標準的な設備に対するものであることから、設備の構造、使用環境及び過去の検査結果等を勘案し、個別に検査実施の有無を決定するものとする。

b. 共通機器

表2に示す共通機器の検査を次表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い実施する。なお、検査周期（時期）、内容は、検査対象物の構造、使用環境及び過去の検査結果等を勘案し、個別に決定するものとする。

6.1.2 検査記録

ガス事業者は、定期自主検査の結果の記録として、施行規則第50条、第109条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第165条に従い、次に掲げる事項を記載した「定期自主検査実施結果（様式－1）」、及び、その内訳について記載した「定期自主検査記録書（様式－製1）」を作成し、保存しなければならない。

① 検査年月日

② 検査の対象

③ 検査の方法

④ 検査の結果

⑤ 検査を実施した者の氏名（検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を、それぞれの検査対象となる機器ごとに「定期自主検査記録書（様式－製1）」に記載すること。）

⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

定期自主検査記録書の記載に際しては、以下の事項に留意すること。

(1) 運転時間

3.3 定期自主検査の時期の表に示すガス工作物の種類(1)、(2)に該当するガス工作物及び(4)、(7)

に該当するガス工作物のうち定期自主検査の時期を延期するものについては、前回の定期自主検査日以降のガス工作物の運転時間を記録する。

(2) 個別機器

機器名称ごとに検査実施の有無及び検査結果を記録する。

(3) 共通機器

検査対象ごとに検査実施の有無及び検査結果を記録する。

表 共通機器検査対象及び検査項目				
番号	検査対象	省令	解釈例	検査項目
1	防消火設備	第8条	第5条	散水設備、水消火栓、固定式放水銃の外観 粉末消火器の外観（個数含む）
2	ガスの滞留防止	第9条第1項	第6条	外観、強制換気装置がある場合はその作動
		第9条第2項	第6条	ガス漏えい検知警報設備の作動（試験ガスによる作動の確認）
3	電気設備の防爆構造	第10条	第7条	外観
4	火気設備との距離	第11条	第8条	図面又は実測による距離の確認
5	静電気除去	第12条	第9条	端子板と接地母線があるものについてはその外観、接地抵抗の測定
6	ガスの置換等	第13条第1項	—	ガス置換用ノズルおよびバルブの外観
7	構造（基礎）	第15条第4項	—	外観、球形ガスホルダーの基礎は沈下測定
8	安全弁	第17条 第35条第1項	第72条	外観、作動（作動圧力の確認）
9	計測装置等	第18条第1項	第73条	圧力計、温度計、液面計、流量計等の外観、精度（計測精度の確認又は校正）
10	警報装置	第19条	第74条	作動（模擬入力等による作動の確認）
11	誤操作防止	第20条第1項	第75条	開閉方向表示、流体種類・方向表示、施錠・封印等の外観
12	インターロック	第20条第2項	—	作動（模擬入力等による作動の確認）
13	保安電力等	第21条	第76条	自家発電設備の外観、作動（試運転等による作動の確認）
				バッテリーの外観、機能（電圧測定等による機能の確認）
				空気溜の外観
14	計器室	第23条	第78条	建屋の外観
15	遮断装置	第26条 第36条	第80条 第93条	外観
16	緊急停止装置	第27条第1項	第81条	外観、作動（模擬入力等による作動確認） ただし、遮断装置は外観のみ
17	冷凍設備の圧力上昇防止装置	第29条	第83条	高圧遮断装置の作動（模擬入力等による作動の確認）
				安全弁の外観、作動
				破裂板の外観
				溶栓の外観
18	ガスの逆流防止	第30条	第84条	外観
19	凍結防止措置	第31条第2項	第86条	外観

20	流出防止措置	第31条第3項	第87条	外観、作動（模擬入力等による作動の確認）
21	ガスホルダーの構造 （ドレン抜き装置）	第32条第1項	－	外観
22	ガスホルダーの遮断装置	第33条	第90条	外観、作動（模擬入力等による作動の確認）
23	表示	第34条	－	外観
24	耐熱措置	第37条	第94条	外観
25	貯槽の防食措置	第39条	第97条	端子盤内の端子と接続線の外観、防食電位の測定
26	構成等	第41条	第98条	液面計の外観、精度（計測精度の確認又は校正）
				自動切替装置の外観
27	操作用電源停止時の措置	第42条	第99条	外観、作動（自家発電設備を用いた試運転等による作動の確認）
28	附属設備等	第43条	第100条	転倒防止の鎖掛け、容器立ての外観、屋根若しくは遮へい板又は散水設備の外観

注1：表中の「外観」とは、検査対象の機器の仕様、取付け位置・方向を確認することをいう。

注2：安全弁等の作動確認は、分解整備した場合のみ実施する。

6.1.3 設備別検査

目 次

設備区分	No.	設備名称	頁
ガス発生設備 (ガス精製設備を含む)	1	オープンラック式ガス発生設備	23
	2	シェルアンドチューブ式ガス発生設備	26
	3	サブマージド式ガス発生設備	29
	4	エアフィン式ガス発生設備	32
	5	バス式ガス発生設備	35
	6	プレートフィン式ガス発生設備	38
	7	多段熱板式ガス発生設備	41
	8	ベンチュリー式ガス発生設備	44
	9	空気吸入式ガス発生設備	47
	10	外熱式ガス発生設備	50
	11	自熱式ガス発生設備	53

ガスホルダー	12	球形ガスホルダー	56
熱交換器	13	シェルアンドチューブ式熱交換器	59
	14	エアフィン式熱交換器	62
	15	バス式熱交換器	65
容器	16	容器	68
冷凍設備	17	冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く）	71
特定ガス発生設備	18	容器（高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器を除く）	74
	19	集合装置	77
	20	気化装置	80

設備区分 ガス発生設備 設備名称 1. オープンラック式ガス発生設備

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器				
機器名称	気化器本体				

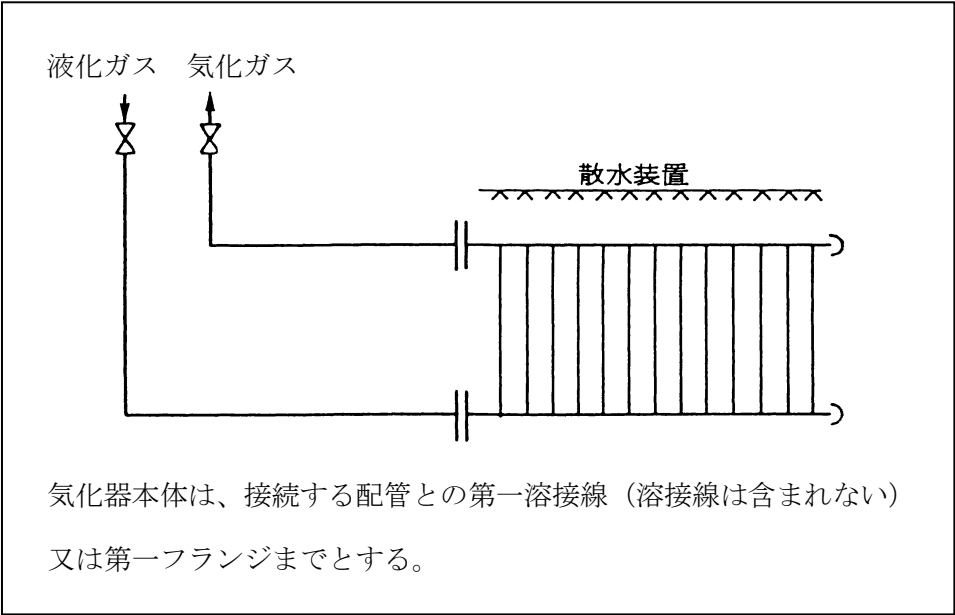


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省 令	解 釈 例	適 用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注4）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条	第81条	○
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注５）
ガス発生器	気化器本体	目視、探傷

（注５）目視検査、探傷検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

b. 共通機器

機器構成の表２に示した検査対象が省令に合致していることを、6.1.1（2）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 ガス発生設備 設備名称 2. シェルアンドチューブ式ガス発生設備

(1) 機器構成

表 1－1 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器	熱交換器			備考
機器名称	気化器本体	加温器			図 1－1

表 1－2 個 別 機 器

構成要素	増熱器			備考
機器名称	増熱器本体			図 1－2

表 1－3 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器／増熱器	熱交換器		備考
機器名称	気化器本体／増熱器本体	加温器		図 1－3

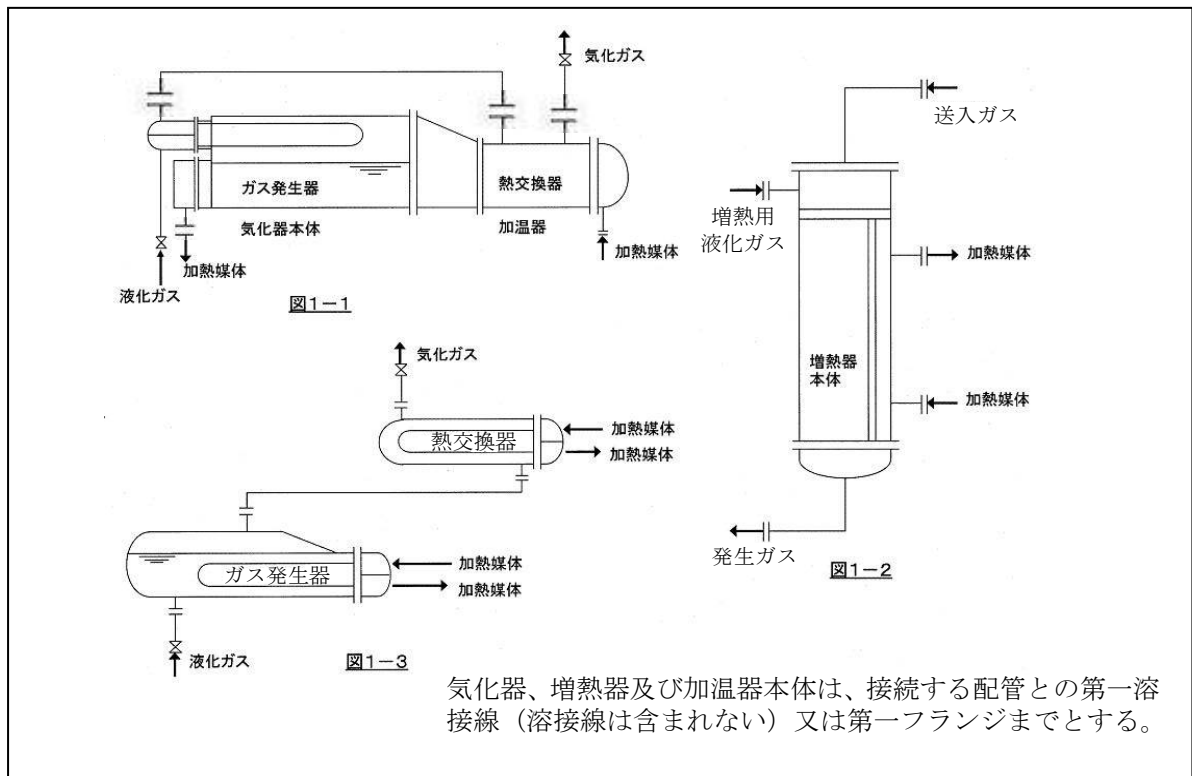


図 1. 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省 令	解 釈 例	適 用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注4）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条	第81条	○
18. ガスの逆流防止	第30条	第84条	△（注5）
19. 凍結防止装置	第31条第2項	第86条	△（注6）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）ガスの通ずる部分に直接液体を送入する装置に限る。

（注6）温水で加熱する構造のものであって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注7）
ガス発生器 （注8）	気化器本体	目視、板厚、探傷、漏えい
熱交換器 （注8）	加温器	目視、板厚、探傷、漏えい
増熱器 （注8）	増熱器本体	目視、板厚、探傷、漏えい

（注7）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注8）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査対象が省令に合致していることを、6.1.1（2）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 ガス発生設備 設備名称 3. サブマージド式ガス発生設備

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器				
機器名称	気化器本体				

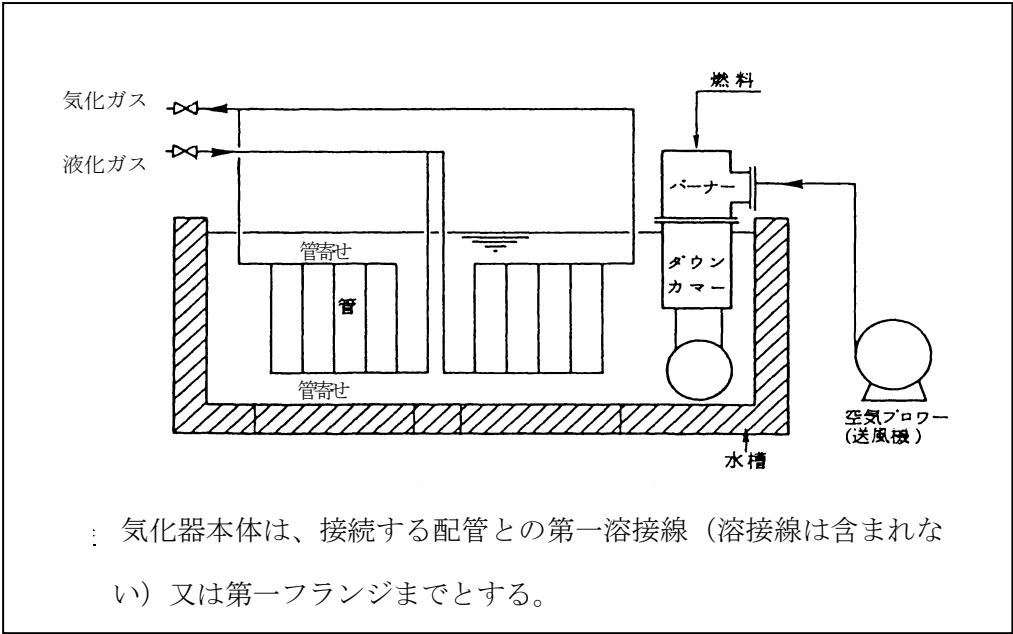


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注4）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条	第81条	○
19. 凍結防止装置	第31条第2項	第86条	△（注5）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）温水で加熱する構造のものであって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注7）
ガス発生器	気化器本体	目視、探傷

（注7）目視検査、探傷検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査対象が省令に合致していることを、6.1.1（2）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 ガス発生設備 設備名称 4. エアフィン式ガス発生設備

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器				
機器名称	気化器本体				

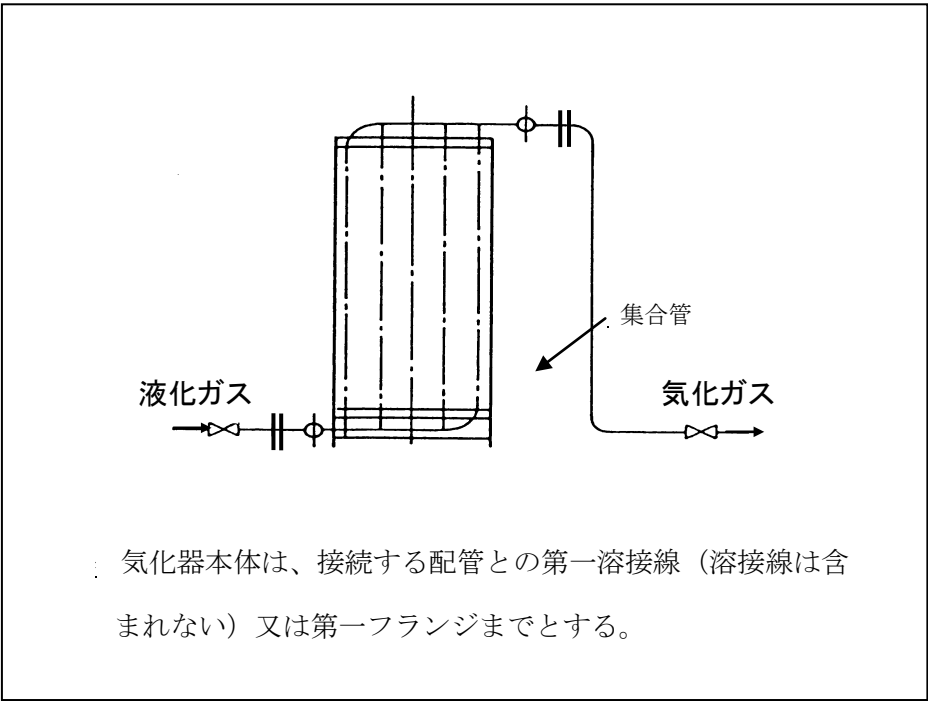


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注4）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条	第81条	○
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注５）
ガス発生器	気化器本体	目視、探傷

（注５）目視検査、探傷検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

b. 共通機器

機器構成の表２に示した検査対象が省令に合致していることを、6.1.1（２）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 ガス発生設備 設備名称 5. バス式ガス発生設備

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器				
機器名称	気化器本体				

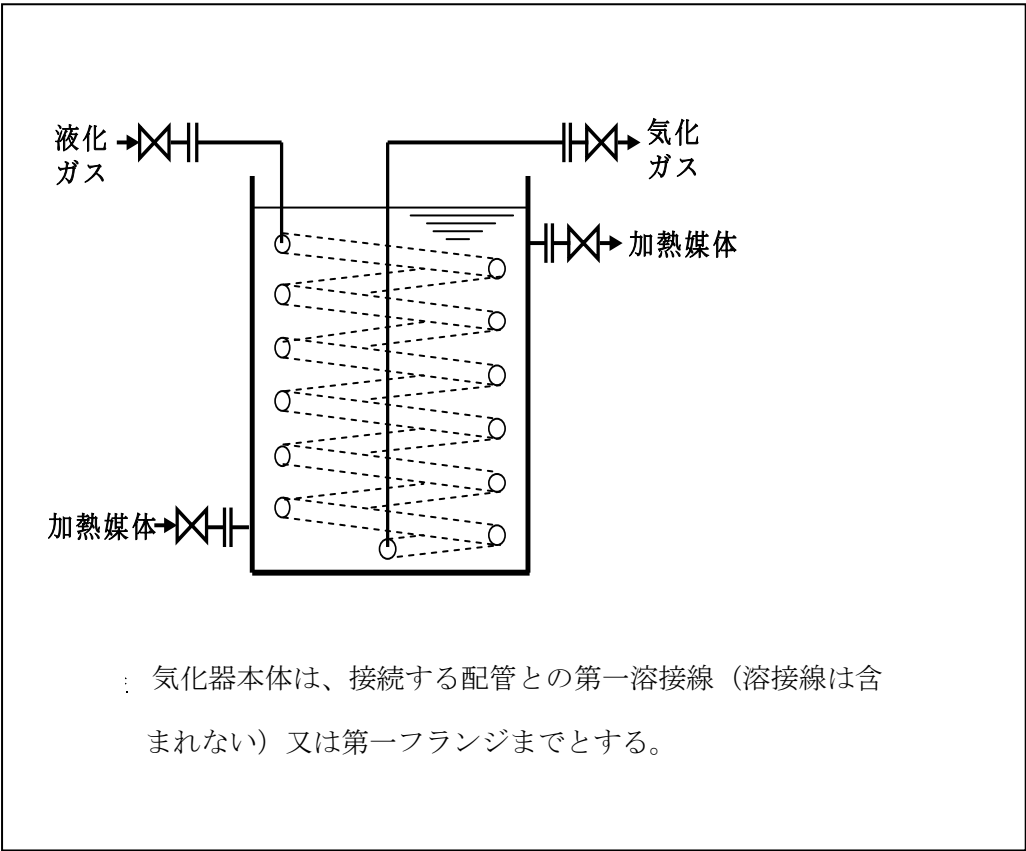


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省 令	解 釈 例	適 用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注4）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条	第81条	○
19. 凍結防止装置	第31条第2項	第86条	△（注5）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）温水で加熱する構造のものであって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注6）
ガス発生器 （注7）	気化器本体	目視、板厚、探傷、漏えい

（注6）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注7）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査対象が省令に合致していることを、6.1.1（2）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 ガス発生設備 設備名称 6. プレートフィン式ガス発生設備

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器	熱交換器			
機器名称	気化器本体	加温器本体			

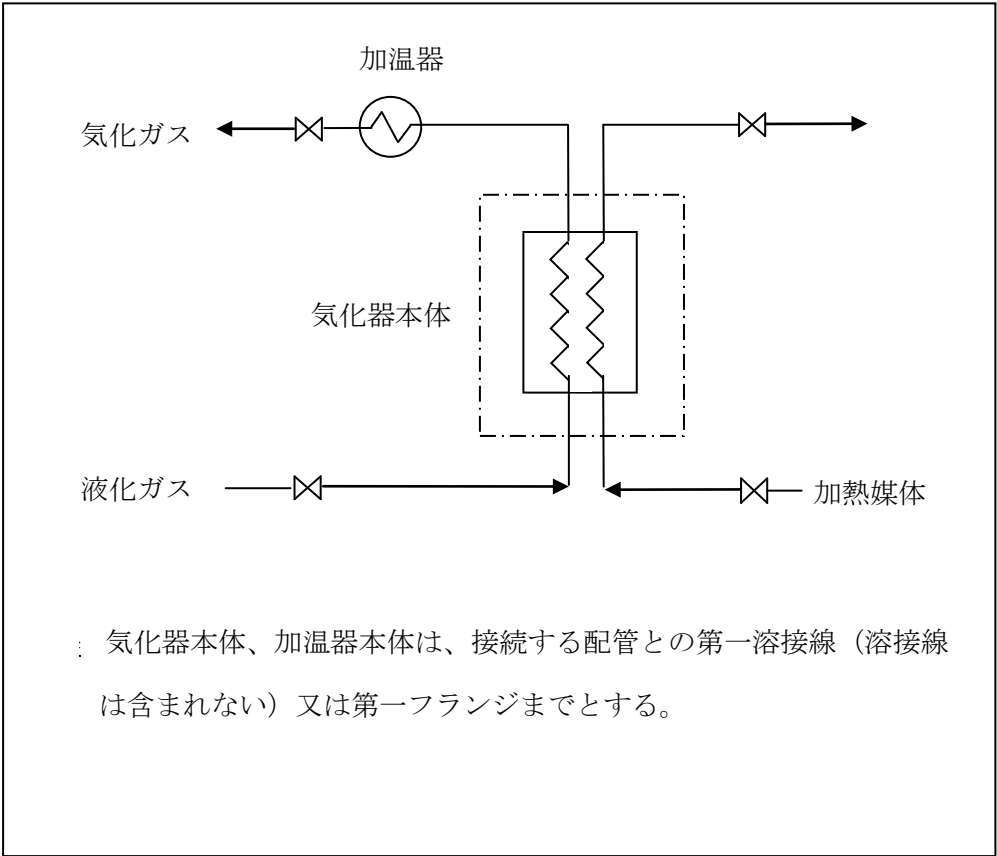


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省 令	解 釈 例	適 用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注4）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条第1項	第81条	○
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注５）
ガス発生器	気化器本体	目視、探傷
熱交換器 （注６）	加温器本体	目視、探傷、漏えい

（注５）目視検査、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注６）シェルアンドチューブ式熱交換器の場合、4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行い、漏えい検査を行う。エアフィン式等、開放の必要のないものを除く。

b. 共通機器

機器構成の表２に示した検査対象が省令に合致していることを、6.1.1（２）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 ガス発生設備 設備名称 7. 多段熱板式ガス発生設備

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器				
機器名称	気化器本体				

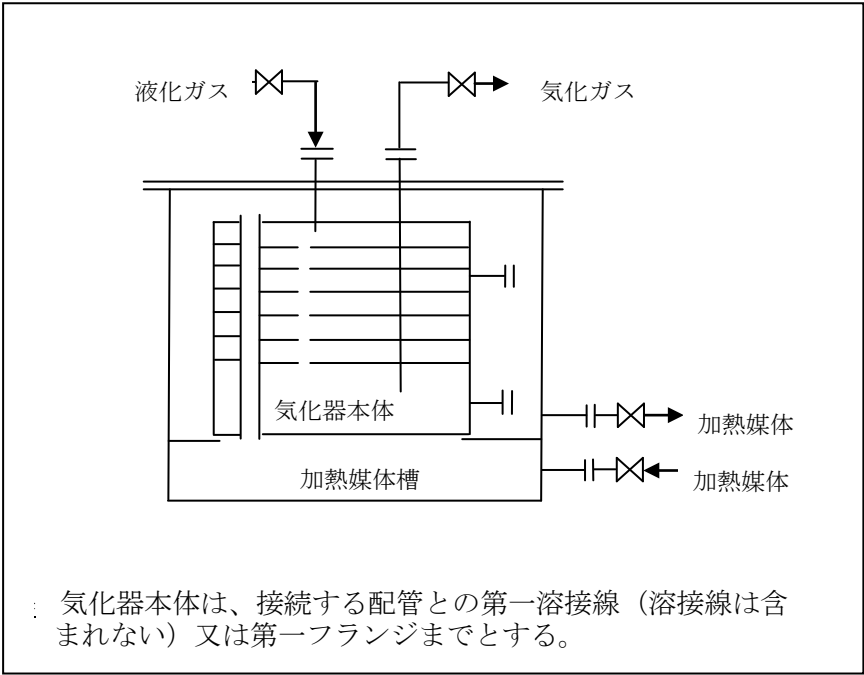


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注4）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条第1項	第81条	○
19. 凍結防止措置	第31条第2項	第86条	△（注5）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）温水で加熱する構造のものであって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注 6）
ガス発生器 （注 7）	気化器本体	目視、板厚、探傷、漏えい

（注 6）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4. 1. 2 定期自主検査の方法に従う。

（注 7）4. 1. 2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表 2 に示した検査対象が省令に合致していることを、6. 1. 1 (2) b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4. 1. 2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 ガス発生設備 設備名称 8. ベンチュリー式ガス発生設備

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	増熱器	熱交換器		
機器名称	増熱器本体 (気化器本体)	加温器本体		

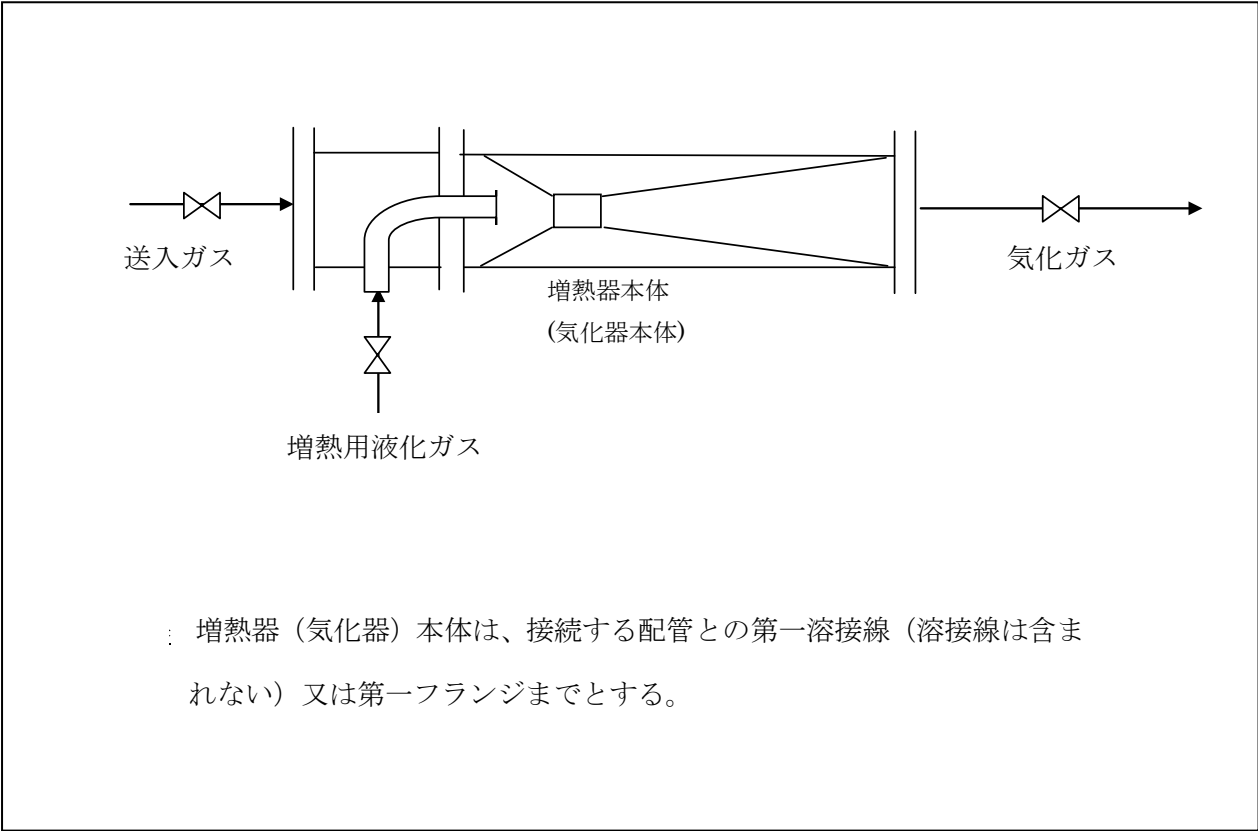


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注4）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条第1項	第81条	○
18. ガスの逆流防止	第30条	第84条	○
19. 凍結防止措置	第31条第2項	第86条	△（注5）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）温水で加熱する構造のものであって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注 6）
増熱器 （注 7）	増熱器本体（気化器本体）	目視、探傷、漏えい
熱交換器 （注 7）	加温器本体	目視、板厚、探傷、漏えい

（注 6）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注 7）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表 2 に示した検査対象が省令に合致していることを、6.1.1 (2) b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 ガス発生設備 設備名称 9. 空気吸入式ガス発生設備

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器			
機器名称	気化器本体			

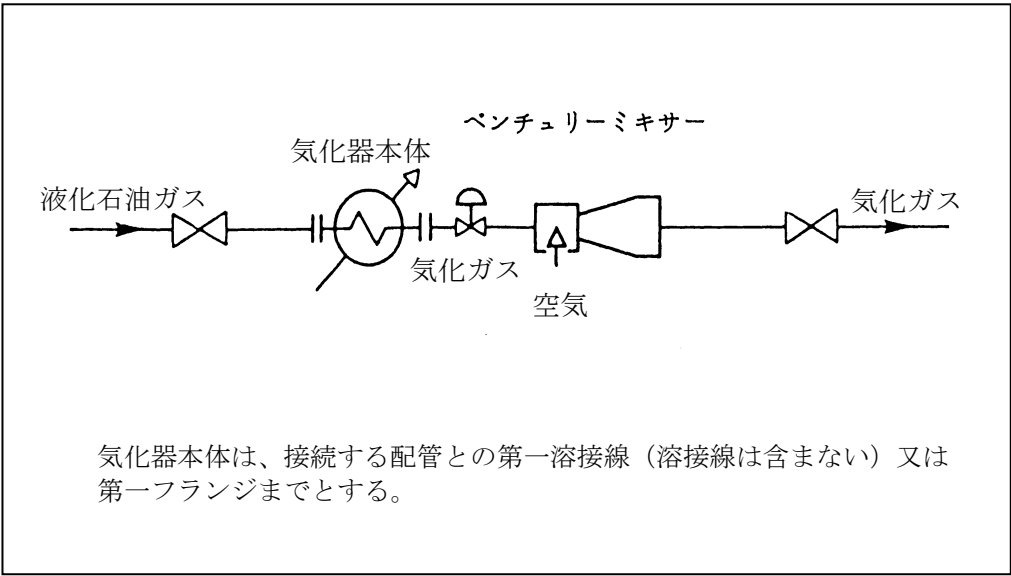


図 1. 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条第1項	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注4）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条第1項	第81条	○
18. ガスの逆流防止	第30条	第84条	○
19. 凍結防止措置	第31条第2項	第86条	△（注5）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）温水で加熱する構造のものであって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注6）
ガス発生器 （注7）	気化器本体	各ガス発生設備ごとに規定する、ガス発生器に関する検査項目

（注6）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注7）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査対象が省令に合致していることを、6.1.1（2）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分	ガス発生設備	設備名称	10. 外熱式ガス発生設備
------	--------	------	---------------

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	ガス発生器		ガス 精製設備	熱交換器
機器名称	反応管	管及び管寄せ  アウトレット  ピッグテイル  アウトレット  マニホールド	CO変成塔	原料予熱器 廃熱ボイラー 給水予熱器 最終ガス冷却器 ダンプコンデンサー 圧縮機インタークーラー 圧縮機アフタークーラー

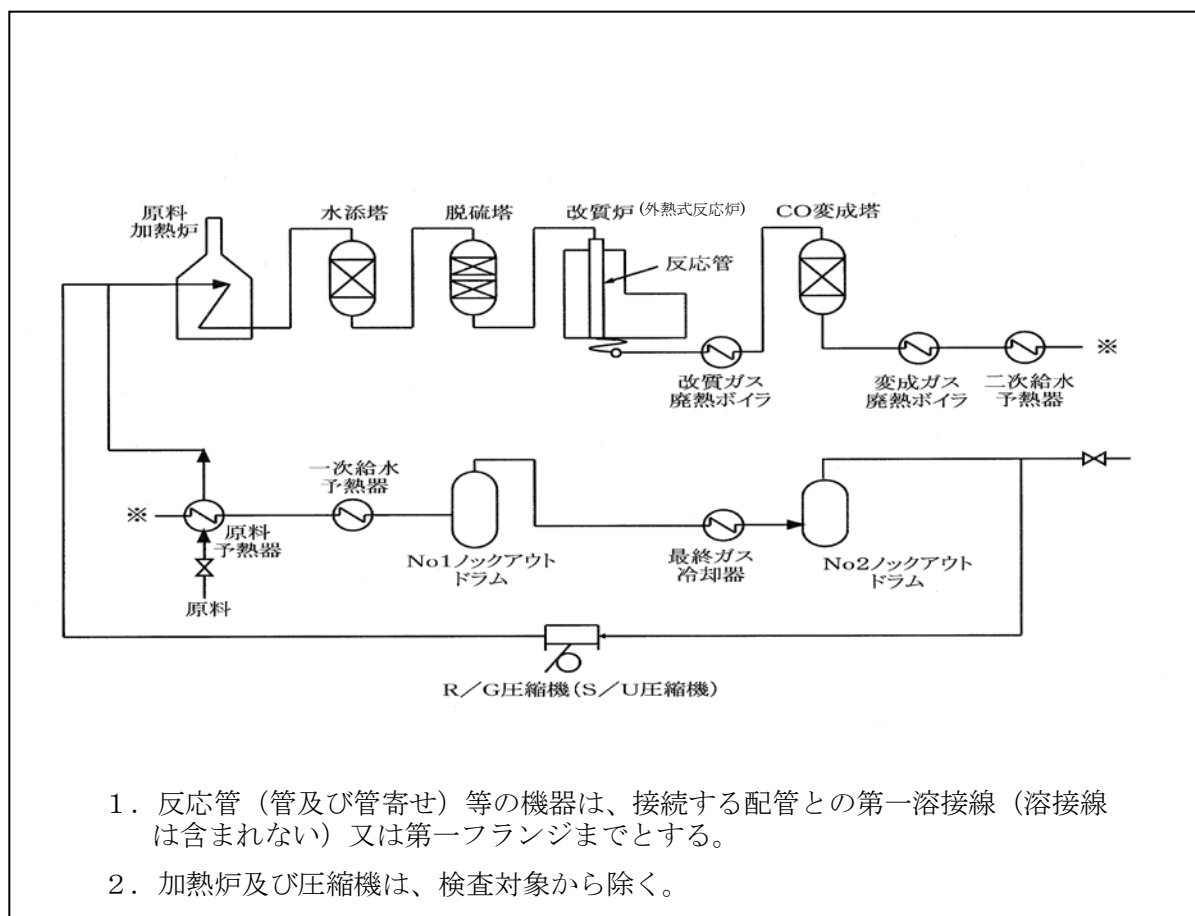


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省 令	解 釈 例	適 用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△（注2）
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条第1項	△（注3）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注4）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注5）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注5）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条第1項	第81条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。

（注3）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注4）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注5）特定事業所に設置されているものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称		検査項目（注 6）
ガス発生器	反 応 管		目視、探傷、漏えい
	管及び管寄せ	アウトレットピッグテイル	目視、探傷
		アウトレットマニホールド	目視、探傷
ガス精製設備 （注 7）	C O 変成塔		目視、板厚、探傷、漏えい
熱 交 換 器 （注 7）	原料予熱器		目視、板厚、探傷、漏えい
	廃熱ボイラー		目視、板厚、探傷、漏えい
	給水予熱器		目視、板厚、探傷、漏えい
	最終ガス冷却器		目視、板厚、探傷、漏えい
	ダンプコンデンサー		目視、板厚、探傷、漏えい
	圧縮機アフタークーラー		目視、板厚、探傷、漏えい
	圧縮機インタークーラー		目視、板厚、探傷、漏えい

（注 6）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4. 1. 2 定期自主検査の方法に従う。

（注 7）4. 1. 2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表 2 に示した検査事項が省令に合致していることを、6. 1. 1 （2） b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4. 1. 2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分	ガス発生設備	設備名称	11. 自熱式ガス発生設備
------	--------	------	---------------

(1) 機器構成

表1 個別機器

構成要素	ガス発生器	ガス精製設備	熱交換器
機器名称	反 応 器	吸 収 塔	原料予熱器 給水予熱器 ガス冷却器 廃熱ボイラー CO ₂ リボイラ 圧縮機インタークーラー 圧縮機アフタークーラー

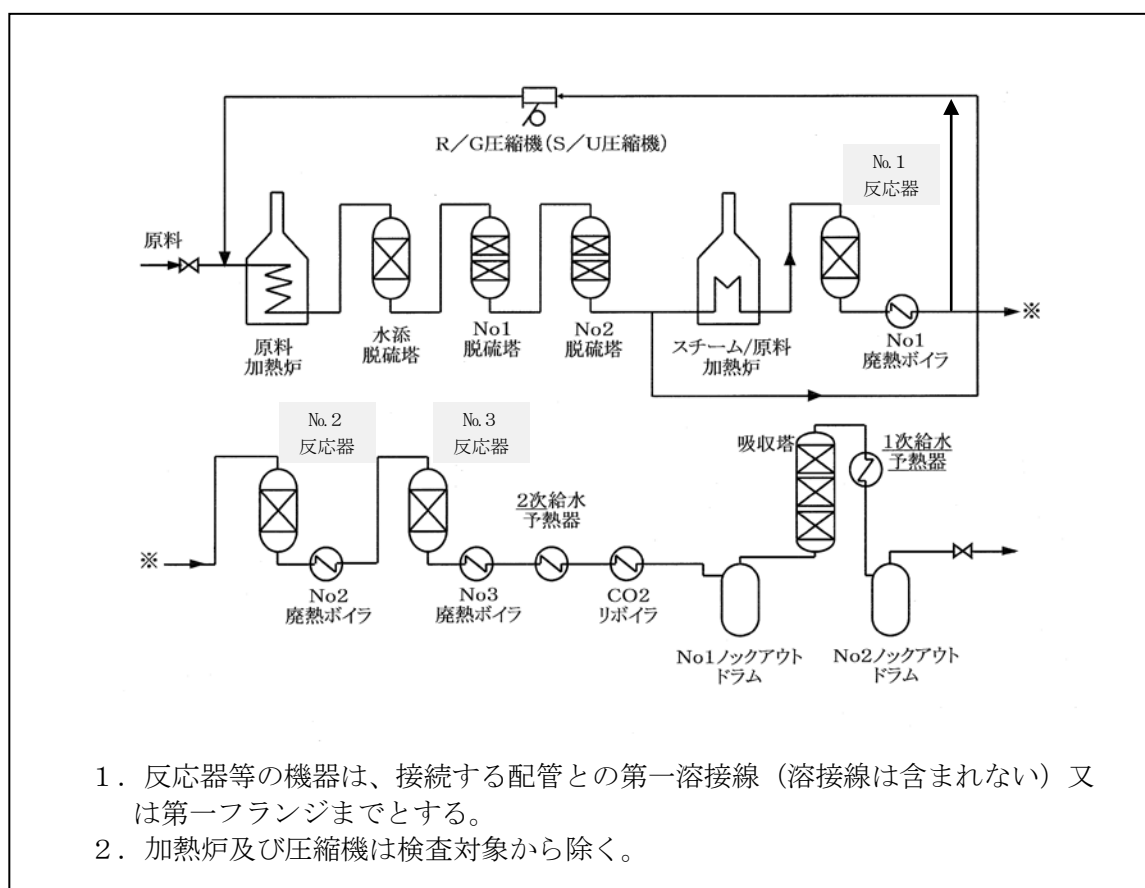


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△（注2）
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条第1項	△（注3）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
10. 警報装置	第19条	第74条	△（注4）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
12. インターロック	第20条第2項	—	△（注5）
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注5）
15. 遮断装置	第26条	第80条	○
16. 緊急停止装置	第27条第1項	第81条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。

（注3）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注4）設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する装置を設置した場合に限る。

（注5）特定事業所に設置されているものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注6）
ガス発生器 （注7）	反 応 器	目視、板厚、探傷、漏えい
ガス精製設備 （注7）	吸 収 塔	目視、板厚、探傷、漏えい
熱 交 換 器 （注7）	原料予熱器	目視、板厚、探傷、漏えい
	給水予熱器	目視、板厚、探傷、漏えい
	ガス冷却器	目視、板厚、探傷、漏えい
	廃熱ボイラ	目視、板厚、探傷、漏えい
	CO ₂ リボイラ	目視、板厚、探傷、漏えい
	圧縮機アフタークーラー	目視、板厚、探傷、漏えい
	圧縮機インタークーラー	目視、板厚、探傷、漏えい

（注6）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注7）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査事項が省令に合致していることを、6.1.1（2）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 ガスホルダー 設備名称 1 2. 球形ガスホルダー

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	ガスホルダー				
機器名称	本体耐圧部	支持構造部 〔 支柱、 ブレース 〕			

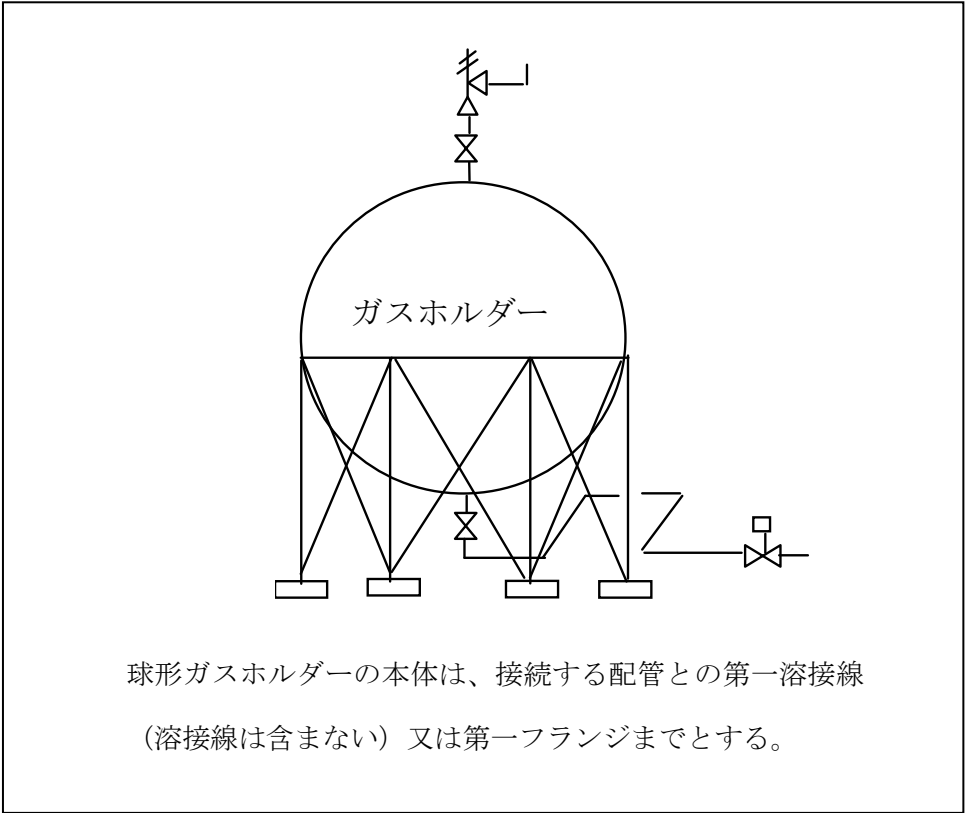


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条第2項	△（注2）
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注3）
21. ガスホルダーの構造（ドレン抜き装置）	第32条第1項	—	△（注4）
22. ガスホルダーの遮断装置	第33条	第90条	○
23. 表示	第34条	—	○
24. 耐熱措置	第37条	第94条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注3）特定事業所に設置されているものに限る。

（注4）凝縮液により機能の低下又は損傷のおそれがある場合に限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注５）
ガスホルダー	本体耐圧部（注６）	目視、板厚、探傷、漏えい
	支持構造部 （支柱、ブレース）	目視

（注５）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注６）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表２に示した検査事項が省令に合致していることを、6.1.1（２）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 熱交換器 設備名称 13. シェルアンドチューブ式熱交換器

(1) 機器構成

表1 個別機器

構成要素	熱交換器				
機器名称	熱交換器本体				

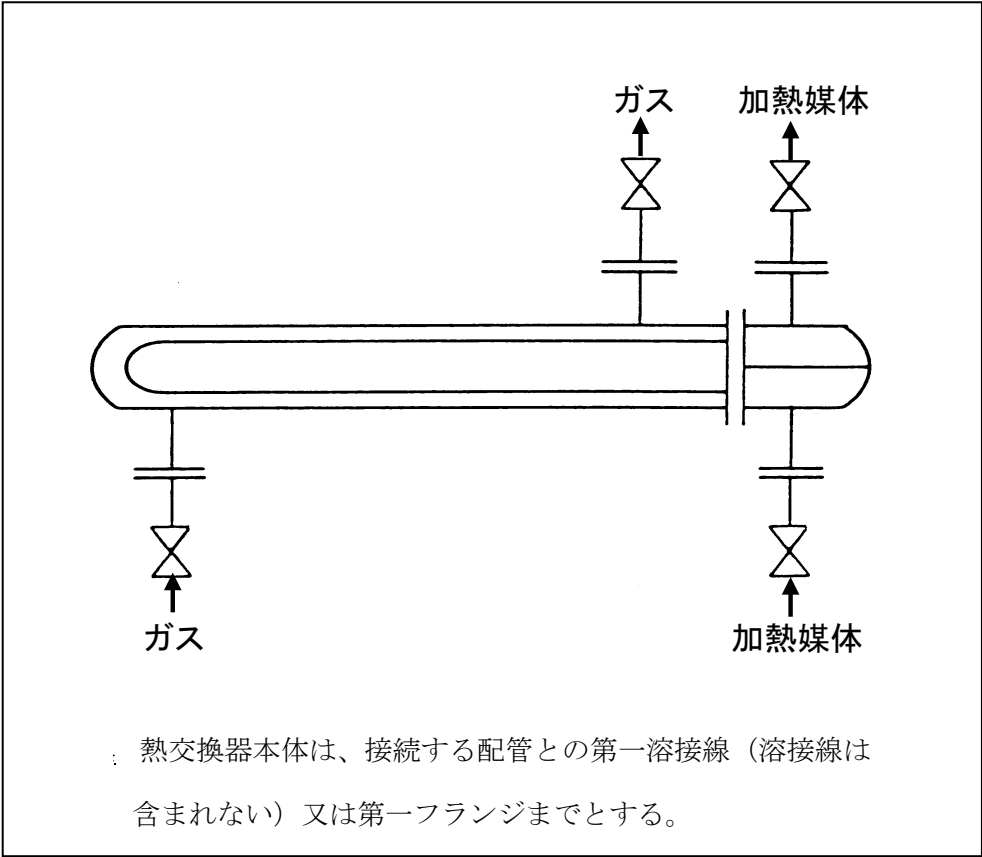


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△（注2）
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条第1項	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
16. 緊急停止装置	第27条第1項	第81条	△（注5）
19. 凍結防止装置	第31条第2項	第86条	△（注6）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	△（注7）

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。

（注3）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）ガス（不活性のものを除く。）を発生させるものに限る。

（注6）温水で加熱する構造の液化ガス（不活性のものを除く。）を気化する装置であって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。

（注7）液化ガス（不活性のものを除く。）を気化する装置に限る。ただし、気化装置からの液化ガスの流出を考慮した設計である場合はこの限りではない。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注８）
熱交換器 （注９）	熱交換器本体	目視、板厚、探傷、漏えい

（注８）目視外観検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注９）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表２に示した検査事項が省令に合致していることを6.1.1（2）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 熱交換器 設備名称 14. エアフィン式熱交換器

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	熱交換器				
機器名称	熱交換器本体				

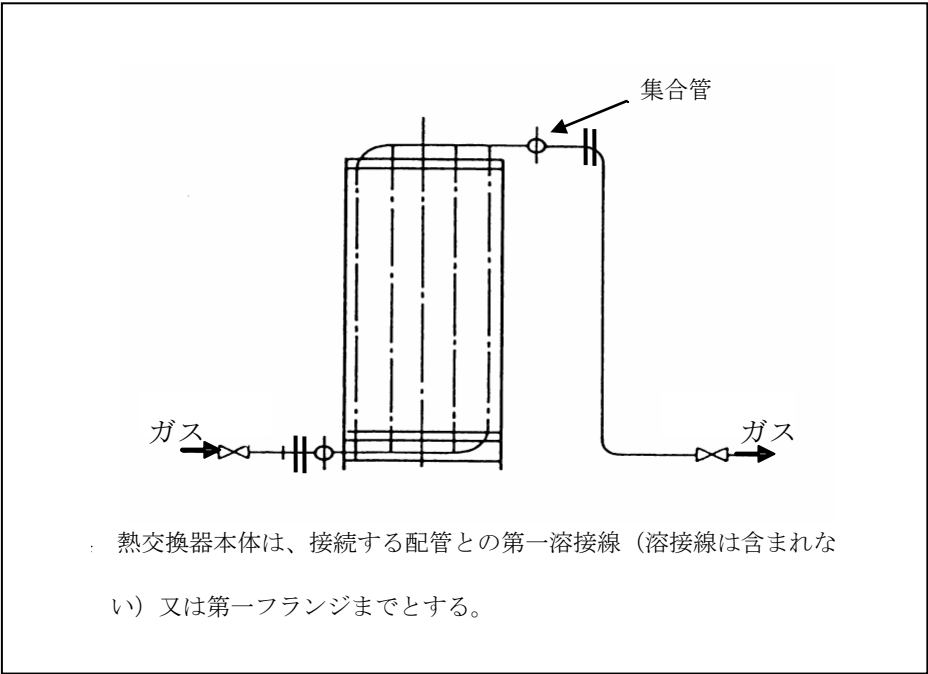


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省 令	解 釈 例	適 用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△（注2）
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条第1項	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
16. 緊急停止装置	第27条第1項	第81条	△（注5）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	△（注6）

（注1）ガス又は液化ガス（不活性のものを除く。）を通ずるものであって、ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。

（注3）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）ガス（不活性のものを除く。）を発生させるものに限る。

（注6）液化ガス（不活性のものを除く。）を気化する装置に限る。ただし、気化装置からの液化ガスの流出を考慮した設計である場合は、この限りではない。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注7）
熱交換器	熱交換器本体	目視、探傷

（注7）目視検査、探傷検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査対象が省令に合致していることを、6.1.1（2）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 熱交換器 設備名称 15. バス式熱交換器

(1) 機器構成

表1 個別機器

構成要素	熱交換器				
機器名称	熱交換器本体				

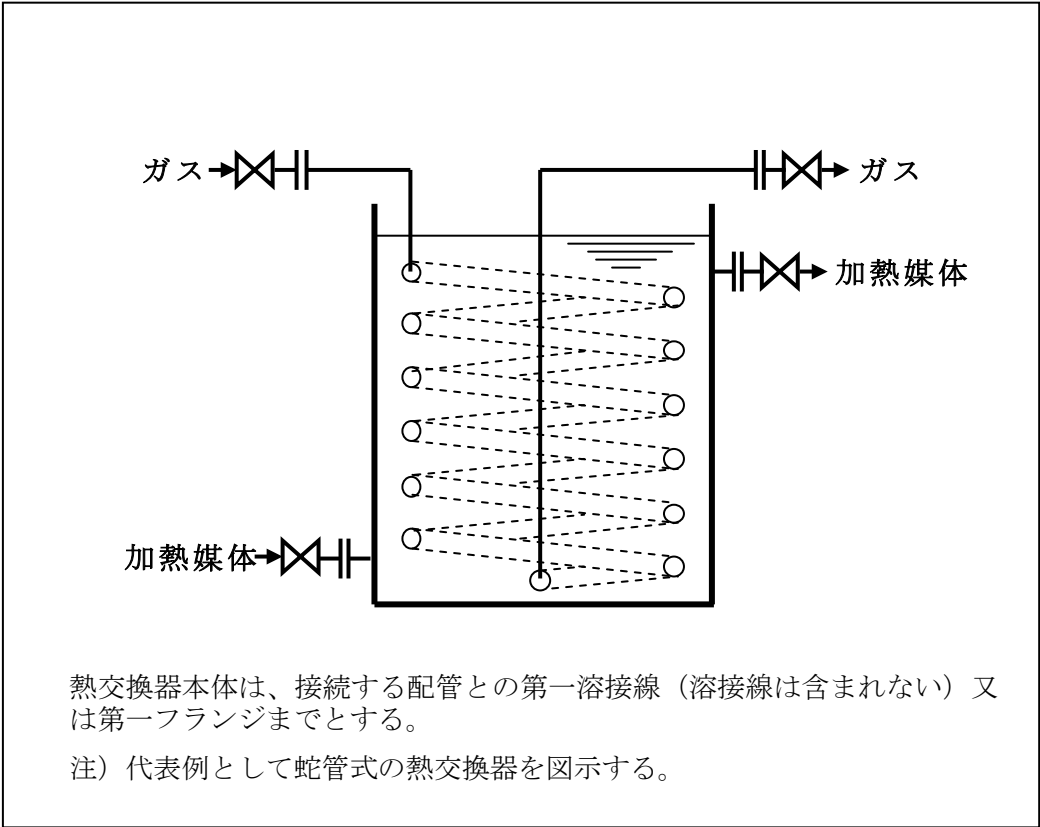


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省 令	解 釈 例	適 用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△（注2）
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条第1項	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
16. 緊急停止装置	第27条第1項	第81条	△（注5）
19. 凍結防止装置	第31条第2項	第86条	△（注6）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	△（注7）

（注1）ガス又は液化ガス（不活性のものを除く。）を通ずるものであって、ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。

（注3）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）ガス（不活性のものを除く。）を発生させるものに限る。

（注6）温水で加熱する構造の液化ガス（不活性のものを除く。）を気化する装置であって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。

（注7）液化ガス（不活性のものを除く。）を気化する装置に限る。ただし、気化装置からの液化ガスの流出を考慮した設計である場合は、この限りではない。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注 8）
熱交換器 （注 9）	熱交換器本体	目視、板厚、探傷、漏えい

（注 8）目視外観検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注 9）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表 2 に示した検査事項が省令に合致していることを 6.1.1 (2) b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 容 器 設備名称 16. 容 器

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	容 器				
機器名称	容器本体				

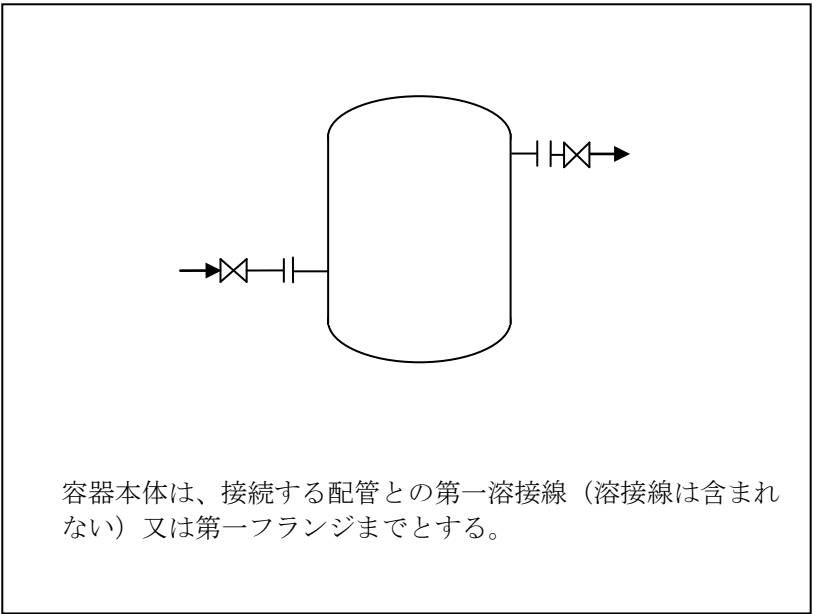


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△（注2）
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第17条	第72条	△（注3）
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注4）
15. 遮断装置	第26条	第80条	△（注5）

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。

（注3）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

（注4）特定事業所に設置されているものに限る。

（注5）熱量調整のための容器に限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注6）
容 器 （注7）	容器本体	目視、板厚、探傷、漏えい

（注6）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注7）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査事項が省令に合致していることを6.1.1（2）b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 冷凍設備 設備名称 17. 冷凍設備

(小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く)

(1) 機器構成

表1 個別機器

構成要素	冷凍設備	熱交換器			
機器名称	受液器 油分離器 冷媒ミストセパレーター 冷媒クッションタンク 凝縮器 蒸発器 冷媒ガス圧縮機	ガス冷却器 (間接冷却の場合)			

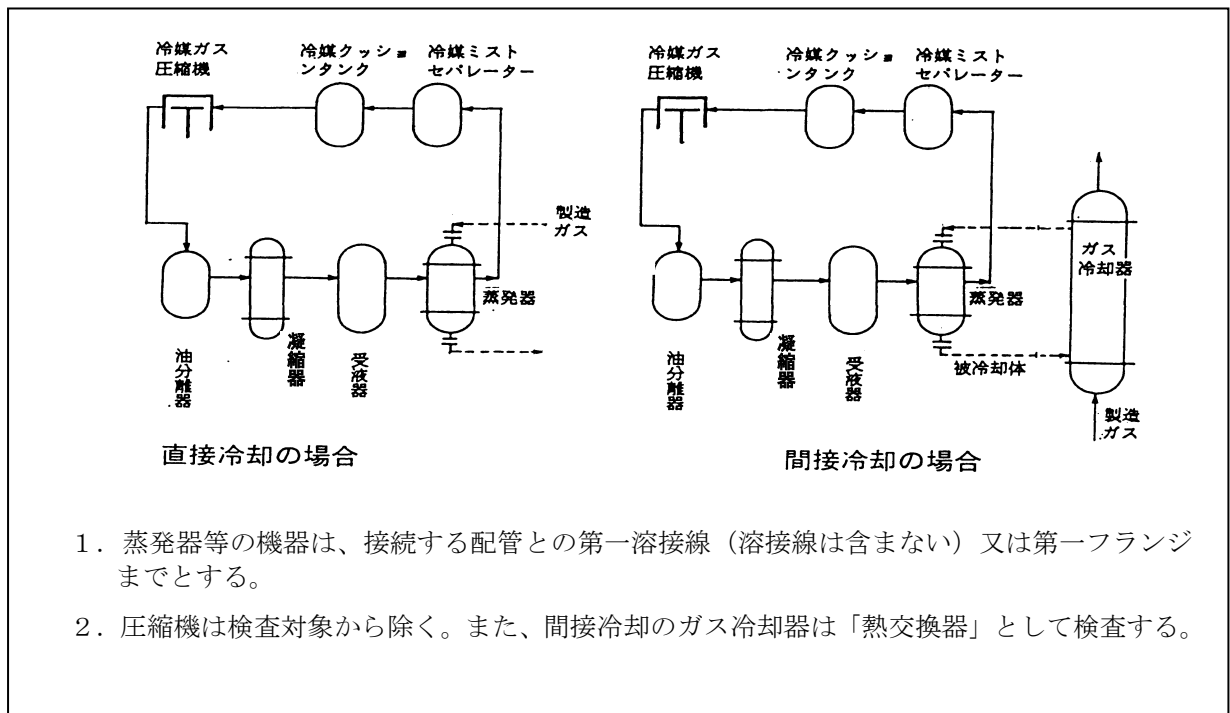


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省 令	解 釈 例	適 用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△（注2）
6. ガスの置換等	第13条第1項	—	○
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
13. 保安電力等	第21条	第76条	○
14. 計器室	第23条	第78条	△（注3）
17. 冷凍設備の圧力上昇防止装置	第29条	第83条	△（注4）

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。

（注3）特定事業所に設置されているものに限る。

（注4）過圧の生ずるおそれのあるものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注5）
冷凍設備	受液器（注6）	目視、板厚、探傷、漏えい
	油分離器（注6）	目視、板厚、探傷、漏えい
	冷媒クッションタンク	目視、漏えい
	冷媒ミストセパレーター	目視、漏えい
	凝縮器（注6）	目視、板厚、探傷、漏えい
	蒸発器	目視、漏えい
熱交換器	ガス冷却器（注7）	目視、板厚、探傷、漏えい

（注5）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注6）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

（注7）シェルアンドチューブ式熱交換器の場合、4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う。

設備区分 特定ガス発生設備 設備名称 18. 容器(高圧ガス保安法第41条に規定する容器を除く)

(1) 機器構成

表1 個別機器

構成要素	容器				
機器名称	本体耐圧部	支持構造部 サドル 支柱 つり金具			

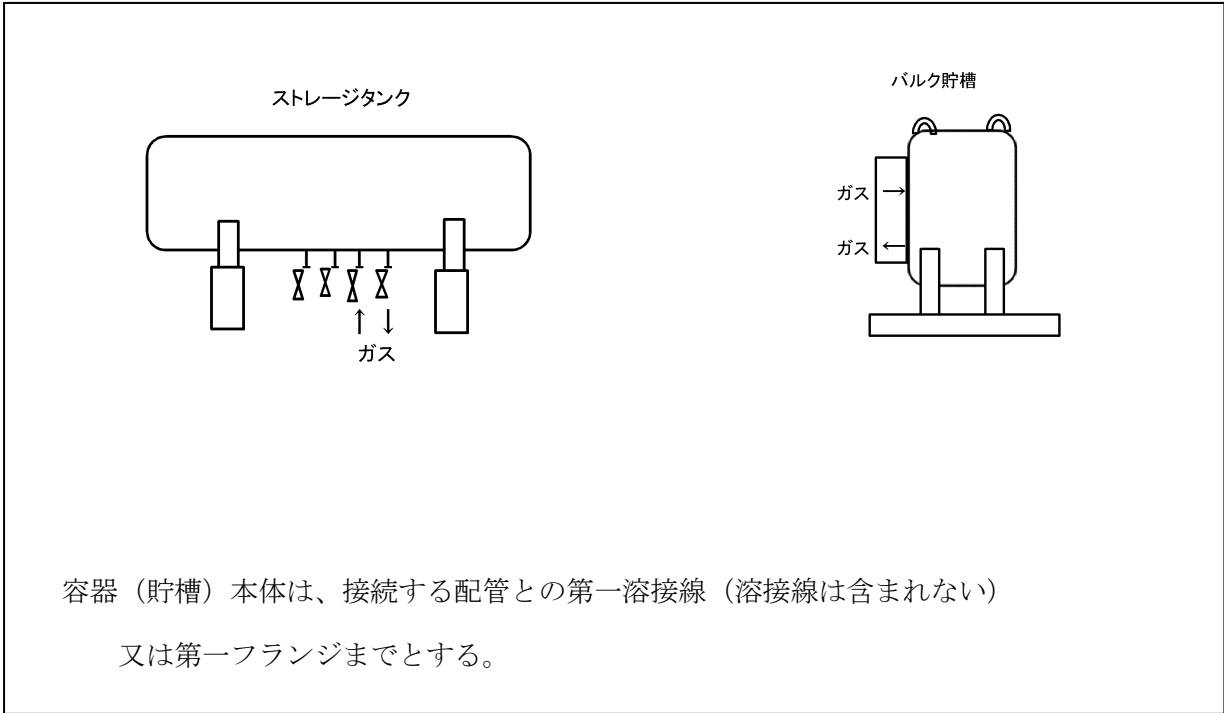


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△（注2）
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第35条第1項	—	○
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
13. 保安電力等	第21条	第76条	△（注3）
15. 遮断装置	第36条	第93条第2項	○
23. 表示	第34条	—	○
24. 耐熱措置	第37条	第94条	△（注4）
25. 貯槽の防食措置	第39条	第97条第1項	○
26. 構成等	第41条	第98条	○
28. 附属設備等	第43条	第100条	○

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。

（注3）緊急遮断装置の電磁弁、水噴霧装置、散水設備又は水消火栓を設置しているものに限る。

（注4）冷却装置を設置するものは、バルク貯槽にあっては、貯蔵能力3トン以上のものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注5）
容器	本体耐圧部（注6）	目視、板厚、探傷、漏えい
	支持構造部	目視

（注5）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注6）4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査事項が省令に合致していることを6.1.1（2）b.の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 特定ガス発生設備 設備名称 19. 集合装置

(1) 機器構成

表 1 個 別 機 器

構成要素	集合装置				
機器名称	集合装置本体 （ 連結管 集合管 バルブ ストレーナ 配管 ）				

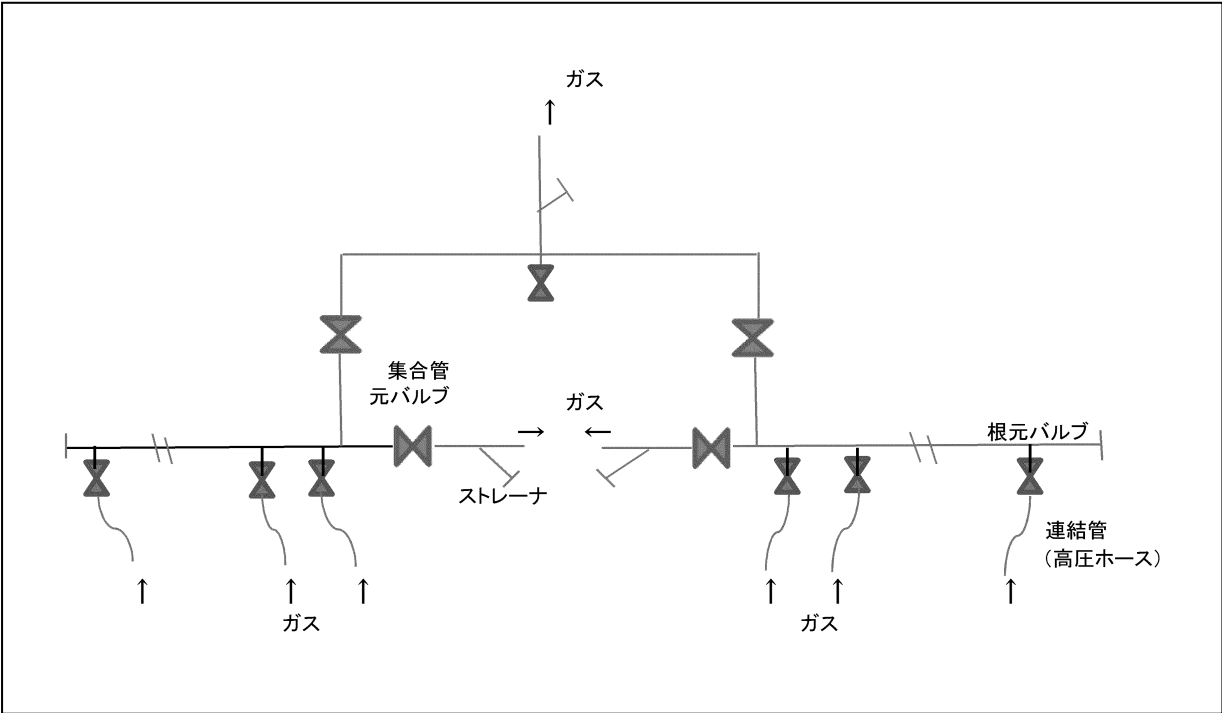


図 1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△(注1)
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△(注2)
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
15. 遮断装置	第36条	第93条第2項	○
26. 構成等	第41条	第98条	○
28. 附属設備等	第43条	第100条	○

(注1) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注2) 液化ガス(静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。)を通ずるものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注3）
集合装置	集合装置本体	目視、漏えい

（注3）目視検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査事項が省令に合致していることを6.1.1(2) b. の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 特定ガス発生設備 設備名称 20. 気化装置

(1) 機器構成

表1 個別機器

構成要素	気化装置				
機器名称	気化装置本体 空温式 又は 空温式以外				

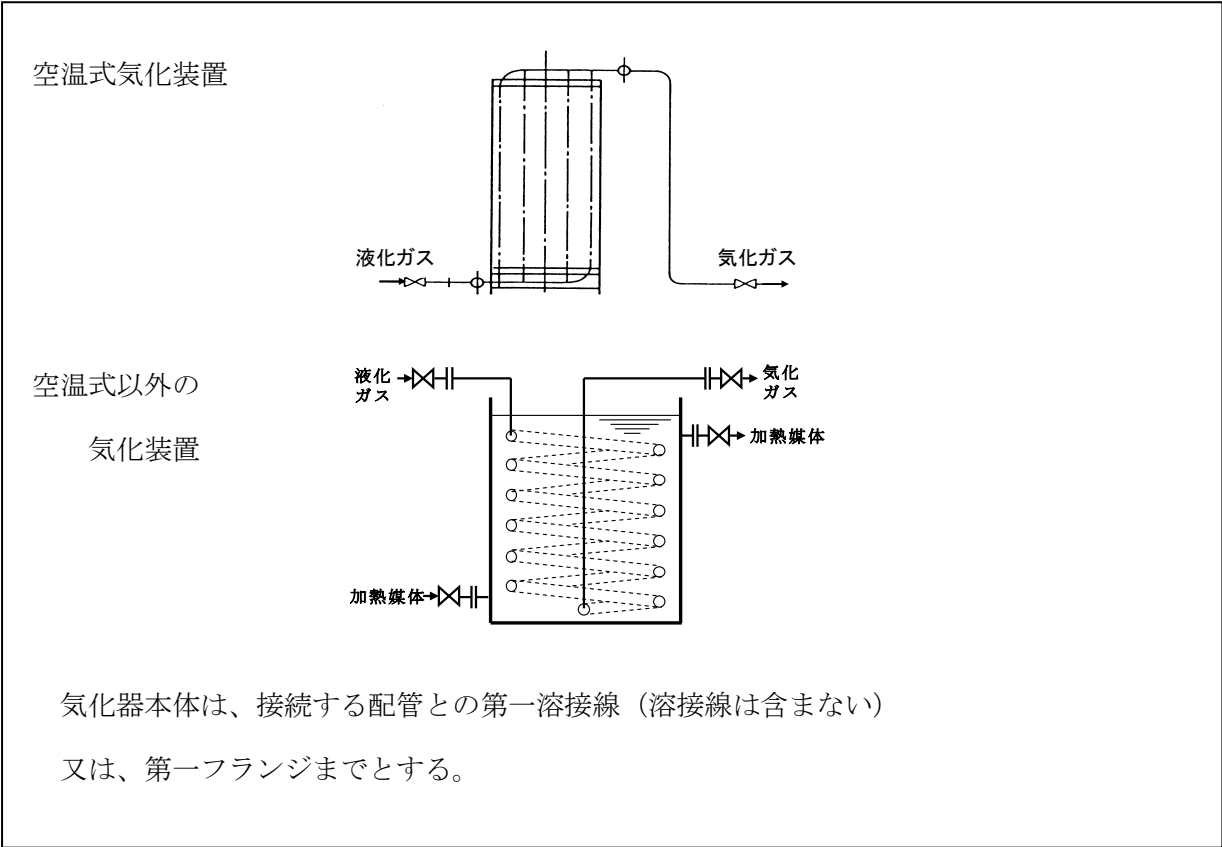


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省 令	解 釈 例	適 用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△（注1）
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△（注2）
7. 構造（基礎）	第15条第4項	—	○
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
19. 凍結防止措置	第31条第2項	第86条	△（注3）
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○
26. 構成等	第41条	第98条	○
27. 操作用電源停止時の措置	第42条	第99条	△（注4）

（注1）ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

（注2）液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。

（注3）温水で加熱する構造のものであって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。

（注4）気化装置を電源によって操作するものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目（注5）
気化装置	気化装置本体（空温式）	目視、探傷
	気化装置本体（空温式以外）（注6）	目視、板厚、探傷、漏えい

（注5）目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

（注6）空温式以外の気化装置の場合、4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査事項が省令に合致していることを6.1.1（2）b.の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

6.2 供給設備

6.2.1 導管

表 1 に従い検査を行い、「定期自主検査記録（様式－供 1）」を作成する。

ただし、埋設部については技省令第51条により、1年に1回以上漏えい検査を行うことになっているため、前回と今回の定期自主検査の間に「定期自主検査のために行った漏えい検査」以外の漏えい検査（技省令第51条に基づくもの）がある場合は、検査台帳等によりその実施の有無及び所定の期間内に検査を行っていることを確認し、「特記事項及び処置」欄にその内容を記録する。

6.2.2 整圧器

表 2 に従い検査を行い、「定期自主検査記録（様式－供 2）」を作成する。

ただし、当該定期自主検査のために分解検査を行わない場合は、直近に実施した分解検査の記録並びに前回の定期自主検査記録を確認し、その内容を「特記事項及び処置」欄に記録する。

表 1. 定期自主検査の方法（導管）

設置環境	検査項目	検査要領
埋設部	設置状況の検査	路面上から目視により、路面の沈下について異常のないことを確認する。 また、工事等により導管が露出する場合、その導管の防護措置について異常のないことを確認する。
	漏えいに係る検査	ボーリングを行った後、（ボーリングが困難なときは、導管の近傍のマンホール等の通気性を有する箇所にて）ガス検知器若しくは臭気による漏えい検査を実施し、漏えいのないことを確認する。 又は、水素炎イオン化式ガス検知器若しくは半導体式ガス検知器による漏えい検査を実施し、漏えいのないことを確認する。
	防食措置に係る検査	管対地電位測定を1箇所当たり15分間（迷走電流の影響がない場合にあつては5分間）程度実施し、異常のないことを確認する。
露出部 （架管等）	設置状況の外観検査	目視により、導管の損傷、支持及び伸縮吸収措置について異常のないことを確認する。また、路面に露出する導管については、その防護措置について異常のないことを確認する。
	漏えいに係る検査	ガス検知器又は臭気による漏えい検査を実施し、漏えいのないことを確認する。
	防食措置に係る検査	目視により、塗装状態、その他の異常がないことを確認する。ただし、遮音材等が施工されている導管については遮音材等の損傷、その他の異常がないことを確認する。
共同溝・洞道 内部	設置状況の外観検査	目視により、導管の損傷、支持、伸縮吸収措置、貫通部の損傷防止措置、換気装置の作動及び電気設備の防爆構造について異常のないことを確認する。
	漏えいに係る検査	ガス検知器又は臭気による漏えい検査を実施し、漏えいのないことを確認する。
	防食措置に係る検査	目視により、塗装状態、その他の異常がないことを確認する。ただし、遮音材等が施工してある導管については遮音材等の損傷、その他の異常がないことを確認する。
海底埋設部	設置状況の検査	目視により路線上の船舶の停泊状況について異常のないことを確認する。
	漏えいに係る検査	音波検知方式等による漏えい検査を実施し、漏えいのないことを確認する。
	防食措置に係る検査	海底導管の両側で管対地電位測定を15分間（迷走電流の影響がない場合にあつては5分間）程度実施し、異常のないことを確認する。

表 2. 定期自主検査の方法（整圧器）

検査項目	検査要領
設置状況の 外観検査	目視により、傷、腐食、変形、その他について異常のないことを確認する。
分解検査	目視により、傷、腐食、変形、材質劣化、その他について異常のないことを確認する。
機能検査	整圧器を稼働させ、二次側圧力が所定の圧力に保持されていることを確認する。
漏えいに係る 検査	ガス検知器又は発泡液により、漏えいのないことを確認する。

7. 樣式集

7.1 一般

樣式－1 定期自主檢查實施結果

(様式－１)

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	
事業所名	
定期自主検査日 (検査年月日)	
検査の対象	
検査の方法	
検査の結果	
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容	
措置の内容	
措置完了確認日	ガス主任技術者 氏名 印

7.2 製造設備

7.2.1 様式

様式－製1 定期自主検査記録書

7.2 製造設備
7.2.1 様式
(様式－製1)

定期自主検査記録書（開放・非開放）

ガス事業者名				定期自主検査日（今回）	平成 年 月 日
事業所名				定期自主検査日（前回）	平成 年 月 日
ガス工作物の名称				運転時間	（設置後） h
能力					（前回定期自主検査日以後） h
最高使用圧力				使用前検査合格日	平成 年 月 日
対象期間			運転時間	故障による運転停止回数	記事
1年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
2年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
3年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
累積	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
構成要素	機器名称	検査項目		検査結果及び特記事項*1	
個別機器					
検査対象		検査項目		検査結果及び特記事項*1	
共通機器					
運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止の有・無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。			

*1：検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉：完了 ――：今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 年 月 日
ガス主任技術者

印

7.2.2 記載例

- ・○ー 1 定期自主検査実施結果 記載例
- ・○ー 2 定期自主検査記録書 記載例

1. オープンラック式ガス発生設備
2. 外熱式ガス発生設備
3. 球形ガスホルダー
4. シェルアンドチューブ式熱交換器
5. 冷凍設備
6. 特定ガス発生設備（容器）
7. 特定ガス発生設備（集合装置）
8. 特定ガス発生設備（気化装置）〈空温式〉
9. 特定ガス発生設備（気化装置）〈空温式以外〉

(様式－１)

記載例１－１ 【オープンラック式ガス発生設備】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス（株）
事業所名	〇〇工場
定期自主検査日 （検査年月日）	平成28年10月29日
検査の対象	第2号オープンラックガス式発生設備
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」（経済産業省 商務流通保安グループ編）に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 〇 〇 〇 〇 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容		
措置の内容		
措置完了確認日		ガス主任技術者 氏名 印

記載例 1 - 2 【オープンラック式ガス発生設備】

(様式一製 1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

ガス事業者名		〇 〇 ガ ス (株)		定期自主検査日 (今回)	平成 2 8 年 1 0 月 2 9 日	
事業所名		〇 〇 工 場		定期自主検査日 (前回)	平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日	
ガス工作物の名称		第 2 号オープンラック式液化天然ガス発生設備		運転時間	(設置後) 3 6 , 2 5 1 h	
能 力		4, 879, 200m ³ N/日 (46. 05MJ / m ³ N)			(前回定期自主検査日以後) 1 1 , 5 8 5 h	
最高使用圧力		3. 92MP a		使用前検査合格日	平成 2 2 年 4 月 2 3 日	
対 象 期 間			運転時間	故障による運転停止回数	記 事	
1 年目	平成 26 年 10 月 23 日 ~ 平成 27 年 10 月 22 日		5, 335 h	無し		
2 年目	平成 27 年 10 月 23 日 ~ 平成 28 年 10 月 28 日		6, 250 h	無し		
3 年目	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
累 積	平成 26 年 10 月 23 日 ~ 平成 28 年 10 月 28 日		11, 585 h	無し		
構 成 要 素		機 器 名 称	検 査 項 目	検査結果及び特記事項 ^{*1}		
個 別 機 器	ガス発生設備	気化器本体	〈目 視〉〈探 傷〉	異常を認めず。 (〇〇 (株)、〇〇〇〇)		
検 査 対 象		検 査 項 目		検査結果及び特記事項 ^{*1}		
共 通 機 器	防火設備	〈外 観〉		異常を認めず。		
	電気設備の防爆構造	〈外 観〉		異常を認めず。		
	火気設備との距離	〈距 離〉		異常を認めず。		
	静電気除去	〈外 観〉〈測 定〉		異常を認めず。		
	ガスの置換等	〈外 観〉		異常を認めず。		
	構造 (基礎)	〈外 観〉 測 定		異常を認めず。		
	安全弁	〈外 観〉〈作 動〉		異常を認めず。		
	計測装置等	〈外 観〉〈精 度〉		異常を認めず。 (分解整備実施) (〇〇 (株)、〇〇〇		
	警報装置	〈作 動〉		異常を認めず。		
	誤操作防止	〈外 観〉		異常を認めず。		
	インターロック	〈作 動〉		異常を認めず。		
	保安電力等	〈外 観〉〈作 動〉〈機 能〉		異常を認めず。		
	計器室	〈外 観〉		異常を認めず。		
	遮断装置	〈外 観〉		異常を認めず。		
	緊急停止措置	〈外 観〉〈作 動〉		異常を認めず。		
	流出防止措置	〈外 観〉〈作 動〉		異常を認めず。		
	運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 (注) 故障停止がある場合は、別紙に記載 (停止日時、停止時間、状況・原因、対策等) を作成し、添付すること。			

*1: 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉: 完 了 ———: 今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 又は A 3 とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

ガス主任技術者 〇 〇 〇 〇 印

(様式－１)

記載例２－１ 【外熱式ガス発生設備】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	○ ○ ガ ス 株 式 会 社
事業所名	○ ○ 工 場
定期自主検査日 (検査年月日)	平成２３年９月１４日
検査の対象	第１号ＩＣＩ式ガス発生設備
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」（経済産業省 商務流通保安グループ編）に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容		
措置の内容		
措置完了確認日	ガス主任技術者 氏名	印

記載例 2-2 【外熱式ガス発生設備】

(様式一製 1)

定期自主検査記録書 (開放~~／非開放~~)

ガス事業者名		〇〇ガス株式会社		定期自主検査日(今回)	平成23年9月14日
事業所名		〇〇工場		定期自主検査日(前回)	平成22年9月20日
ガス工作物の名称		第1号ICI式ガス発生設備		運転時間 (設置後) 59,651h (前回定期自主検査日以後) 6,887h	
能力		750,000m ³ /日 (20,93MJ/m ³ N)			
最高使用圧力		1.57MPa		使用前検査合格日	平成12年12月26日
対象期間			運転時間	故障による運転停止回数	記事
1年目	平成22年10月15日～平成23年7月29日		6,887h	無し	
2年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
3年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
累積	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
構成要素		機器名称		検査項目	検査結果及び特記事項 ^{*1}
個別機器	ガス発生器	反応管		＜目視＞＜探傷＞＜漏えい＞	異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
		管及び管寄せ	アウトレットピッグテイル	＜目視＞＜探傷＞	炉体側壁目地切れ目有り。補修済み。その他異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
			アウトレットマニホールド	＜目視＞＜探傷＞	異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
	ガス精製設備	CO変成炉		＜目視＞＜板厚＞＜探傷＞＜漏えい＞	触媒交換につき内部開放実施。異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
	熱交換器	原料予熱器		＜目視＞＜板厚＞＜探傷＞＜漏えい＞	異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
		廃熱ボイラー		＜目視＞＜板厚＞＜探傷＞＜漏えい＞	異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
		給水予熱器		＜目視＞＜板厚＞＜探傷＞＜漏えい＞	異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
		最終ガス冷却器		＜目視＞＜板厚＞＜探傷＞＜漏えい＞	異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
		ダンプコンデンサー		＜目視＞＜板厚＞＜探傷＞＜漏えい＞	異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
		圧縮機インタークーラー		＜目視＞＜板厚＞＜探傷＞＜漏えい＞	異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
	圧縮機アフタークーラー		＜目視＞＜板厚＞＜探傷＞＜漏えい＞	異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)	
検査対象		検査項目		検査結果及び特記事項 ^{*1}	
共通機器	防消化設備		＜外観＞		異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
	ガスの滞留防止		＜外観＞＜作動＞		異常を認めず。
	電気設備との防爆構造		＜外観＞		異常を認めず。
	火気設備との距離		＜距離＞		異常を認めず。
	静電気除去		＜外観＞＜測定＞		異常を認めず。
	ガスの置換等		＜外観＞		異常を認めず。
	構造(基礎)		＜外観＞ 測定		異常を認めず。
	安全弁		＜外観＞＜作動＞		弁座に傷有り。弁座摺り合わせ実施。異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
	計測装置等		＜外観＞＜精度＞		異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
	警報装置		＜作動＞		異常を認めず。
	誤操作防止		＜外観＞		異常を認めず。
	インターロック		＜作動＞		異常を認めず。
	保安電力等		＜外観＞＜作動＞＜機能＞		異常を認めず。(〇〇(株)、〇〇〇〇)
	計器室		＜外観＞		異常を認めず。
	遮断装置		＜外観＞		異常を認めず。
緊急停止装置		＜外観＞＜作動＞		異常を認めず。	
運転経過に関する記事			前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。		

*1：検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

() : 完了 ——— : 今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 〇 年 〇 月 〇 日
 ガス主任技術者 〇 〇 〇 〇 印

(様式－１)

記載例３－１ 【球形ガスホルダー】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス（株）
事業所名	〇〇工場
定期自主検査日 （検査年月日）	平成２８年６月３０日
検査の対象	第１号球形ガスホルダー
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」（経済産業省 商務流通保安グループ編） に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 〇 〇 〇 〇 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容		
措置の内容		
措置完了確認日	ガス主任技術者 氏名	印

記載例 3-2 【球形ガスホルダー】

(様式-製1)

定期自主検査記録書（開放~~／非開放~~）

ガス事業者名	〇〇ガス株式会社		定期自主検査日（今回）	平成28年 6月30日
事業所名	〇〇工場		定期自主検査日（前回）	平成26年 7月 7日
ガス工作物の名称	第1号球形ガスホルダー		運 転 時 間	(設置後) h
能 力	87,000m ³ N		(前回定期自主検査日以後) h	
最高使用圧力	1.62MPa		使用前検査合格日	平成24年11月12日
対 象 期 間		運 転 時 間	故障による運転停止回数	記 事
1年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
2年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
3年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
累 積	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
構 成 要 素	機 器 名 称	検 査 項 目	検査結果及び特記事項*1	
個 別 機 器	ガスホルダー	本体耐圧部	〈目視〉〈板厚〉〈探傷〉〈漏洩〉	内部開放実施。異常を認めず。
		支持構造部	〈目視〉	異常を認めず。
		(支柱、ブレース)		
検 査 対 象		検 査 項 目	検査結果及び特記事項*1	
共 通 機 器	防火火設備	〈外観〉	異常を認めず。	
	電気設備の防爆構造	〈外観〉	異常を認めず。	
	火気設備との距離	〈距離〉	異常を認めず。	
	ガスの置換等	〈外観〉	異常を認めず。	
	構造（基礎）	〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。 (〇〇（株）、〇〇〇〇)	
	安全弁	〈外観〉〈作動〉	異常を認めず。 (〇〇（株）、〇〇〇〇)	
	計測装置等	〈外観〉〈精度〉	異常を認めず。 (〇〇（株）、〇〇〇〇)	
	誤操作防止	〈外観〉	異常を認めず。	
	保安電力等	〈外観〉〈作動〉〈機能〉	異常を認めず。 (〇〇（株）、〇〇〇〇)	
	計器室	〈外観〉	異常を認めず。	
	ガスホルダーの構造（ドレン抜き装置）	〈外観〉	異常を認めず。	
	ガスホルダーの遮断装置	〈外観〉〈作動〉	異常を認めず。 (〇〇（株）、〇〇〇〇)	
	表示	〈外観〉	異常を認めず。	
	耐熱装置	〈外観〉	異常を認めず。	
	運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。	

*1：検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉：完 了 ———：今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。
上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 年 月 日
ガス主任技術者 〇 〇 〇 〇 印

(様式－１)

記載例４－１ 【シェルアンドチューブ式熱交換器】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス（株）
事業所名	〇〇工場
定期自主検査日 （検査年月日）	平成２３年８月１６日
検査の対象	第１号 ガス/ガス 熱交換器
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」（経済産業省 商務流通保安グループ編）に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、熱交換器のチューブと管板部との溶接部に傷が確認されたので、保安上支障とならないよう、補修を行うこととした。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 〇 〇 〇 〇 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容	(1) チューブの管板部との溶接部に確認された傷について、至急、補修を行うこと。 (2) 保安上支障はないが、保冷板金の一部にサビが見られるので、補修すること。	
措置の内容	上記の指摘・改善指示に基づき、措置を講じた。 (1) チューブの管板溶接部の傷については、傷の生じた部位を切除し再度肉盛溶接補修を行った後、目視検査及び探傷検査にて異常が無いことを確認した（平成23年8月26日に補修完了）。 (2) 保冷板金の当該サビ部について、交換を行った（平成23年9月25日完了）。	
措置完了確認日	平成23年9月25日	ガス主任技術者 氏名 〇 〇 〇 〇 印

記載例 4-2 【シェルアンドチューブ式熱交換器】

(様式一製 1)

定期自主検査記録書 (開放~~／~~非開放)

ガス事業者名		〇〇ガス株式会社		定期自主検査日(今回)		平成23年8月16日	
事業所名		〇〇工場		定期自主検査日(前回)		平成22年8月19日	
ガス工作物の名称		第1号ガス/ガス熱交換器		運転時間	(設置後) 77,332 h		
能力		20 m ²			(前回定期自主検査日以後) 7,250 h		
最高使用圧力		1.37 MPa		使用前検査合格日		平成12年8月19日	
対 象 期 間				運転時間		故障による運転停止回数	
1年目 平成22年9月14日～平成23年7月30日				7,250 h		無し	
2年目 平成 年 月 日～平成 年 月 日							
3年目 平成 年 月 日～平成 年 月 日							
累 積 平成 年 月 日～平成 年 月 日							
構 成 要 素		機 器 名 称		検 査 項 目		検査結果及び特記事項 ^{*1}	
個 別 機 器	熱交換器	ガス/ガス熱交換器	〈目視〉〈板厚〉〈探傷〉〈漏えい〉		チューブと管板部との溶接部に傷が確認されたので、溶接補修を行った。この結果、異常を認めず。 (〇〇(株)、〇〇〇〇)		
検 査 対 象		検 査 項 目		検査結果及び特記事項 ^{*1}			
共 通 機 器	防火設備	〈外観〉		異常を認めず。			
	電気設備の防爆構造	〈外観〉		異常を認めず。			
	火気設備との距離	〈距離〉		異常を認めず。			
	静電気除去	〈外観〉 〈測定〉		異常を認めず。			
	ガスの置換等	〈外観〉		異常を認めず。			
	構造(基礎)	〈外観〉 測定		異常を認めず。			
	安全弁	〈外観〉 作動		分解整備実施せず。			
	誤操作防止	〈外観〉		異常を認めず。			
	保安電力等	〈外観〉 〈作動〉 〈機能〉		異常を認めず。			
	運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。				

*1: 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉: 完 了 ———: 今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 年 月 日

ガス主任技術者 〇 〇 〇 〇 印

(様式－１)

記載例５－１ 【冷凍設備】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス（株）
事業所名	〇〇工場
定期自主検査日 （検査年月日）	平成２４年５月２６日
検査の対象	Ｎｏ．１冷凍設備
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」（経済産業省 商務流通保安グループ編）に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 〇 〇 〇 〇 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容	
措置の内容	
措置完了確認日	ガス主任技術者 氏名 印

記載例 5 - 2 【冷凍設備】

(様式一製 1)

定期自主検査記録書 (開放~~／非開放~~)

ガス事業者名		〇〇ガス株式会社		定期自主検査日(今回)		平成24年5月26日	
事業所名		〇〇工場		定期自主検査日(前回)		平成21年5月29日	
ガス工作物の名称		No. 1 冷凍設備		運転時間	(設置後) h		
能力		44.3 冷凍トン			(前回定期自主検査日以後) h		
最高使用圧力		1.57 MPa		使用前検査合格日		昭和57年4月12日	
対象期間				運転時間		故障による運転停止回数	
1年目		平成 年 月 日～平成 年 月 日					
2年目		平成 年 月 日～平成 年 月 日					
3年目		平成 年 月 日～平成 年 月 日					
累積		平成 年 月 日～平成 年 月 日					
構成要素		機器名称		検査項目		検査結果及び特記事項 ^{*1}	
個別機器	冷凍設備	受液器		〈目視〉〈板厚〉探傷〈漏えい〉		異常を認めず。	
		油分離器		〈目視〉〈板厚〉探傷〈漏えい〉		異常を認めず。	
		冷媒クッションタンク		〈目視〉〈漏えい〉		異常を認めず。	
		冷媒ミストセパレータ		〈目視〉〈漏えい〉		異常を認めず。	
		凝縮器		〈目視〉〈板厚〉探傷〈漏えい〉		異常を認めず。	
		蒸発器		〈目視〉〈漏えい〉		異常を認めず。	
検査対象		検査項目		検査結果及び特記事項 ^{*1}			
共通機器	防火設備		〈外観〉		異常を認めず。		
	ガスの滞留防止		〈外観〉 作動		異常を認めず。		
	電気設備の防爆構造		〈外観〉		異常を認めず。		
	火気設備との距離		〈距離〉		異常を認めず。		
	静電気除去		〈外観〉 測定		異常を認めず。		
	ガスの置換等		〈外観〉		異常を認めず。		
	構造(基礎)		〈外観〉 測定		異常を認めず。		
	計測装置等		〈外観〉 精度		異常を認めず。		
	誤操作防止		〈外観〉		異常を認めず。		
	保安電力等		〈外観〉 作動 機能		異常を認めず。		
	計機室		〈外観〉		異常を認めず。		
	冷凍設備の圧力上昇防止装置		〈外観〉 作動		異常を認めず。		
運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。					

*1：検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉：完了 ———：今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

ガス主任技術者 〇 〇 〇 〇 印

(様式－１)

記載例 6－１ 【特定ガス発生設備（容器）】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス（株）
事業所名	〇〇団地特定製造所
定期自主検査日 （検査年月日）	平成３０年５月２６日
検査の対象	ストレージタンク
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」（経済産業省 商務流通保安グループ編） に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 〇 〇 〇 〇 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容		
措置の内容		
措置完了確認日	ガス主任技術者 氏名	印

記載例 6－2 【特定ガス発生設備（容器）】

（様式－製 1）

定期自主検査記録書（開放／非開放）

ガス事業者名		〇〇ガス（株）		定期自主検査日（今回）	平成 30 年 5 月 26 日
事業所名		〇〇団地特定製造所		定期自主検査日（前回）	平成 年 月 日
ガス工作物の名称		ストレージタンク		運転時間	（設置後） h
能力		15トン			（前回定期自主検査日以後） h
最高使用圧力		1.8MPa		使用前検査合格日	平成 5 年 3 月 4 日
対象期間			運転時間	故障による運転停止回数	記 事
1 年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
2 年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
3 年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
累積	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
構成要素		機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項*1	
個別機器	貯槽	本体耐圧部	〈目視〉〈板厚〉〈探傷〉〈漏えい〉	内部開放実施。異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）	
		支持構造部	〈目視〉	異常を認めず。	
		（サドル）			
	検査対象		検査項目	検査結果及び特記事項*1	
共通機器	防火設備	〈外観〉	異常を認めず。		
	ガスの滞留防止	〈外観〉	異常を認めず。		
	電気設備の防爆構造	〈外観〉	異常を認めず。		
	火気設備との距離	〈距離〉	異常を認めず。		
	静電気除去	〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）		
	構造（基礎）	〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）		
	安全弁	〈外観〉〈作動〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）		
	計測装置等	〈外観〉〈精度〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）		
	誤操作防止	〈外観〉	異常を認めず。		
	保安電力等	〈外観〉〈機能〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）		
	遮断装置	〈外観〉	異常を認めず。		
	表示	〈外観〉	異常を認めず。		
	耐熱措置	〈外観〉	異常を認めず。		
	貯槽の防食措置	〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）		
	構成等	〈外観〉〈精度〉	異常を認めず。液面計 （●〇（株）、〇〇〇〇）		
附属設備等	〈外観〉	異常を認めず。			
運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 （注）故障停止がある場合は、別紙に記載（停止日時、停止時間、状況・原因、対策等）を作成し、添付すること。			

*1：検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉：完了 ――：今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 又は A 3 とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 〇年 〇月 〇日
 ガス主任技術者 〇〇〇〇

印

(様式－１)

記載例 7－1 【特定ガス発生設備（集合装置）】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス（株）
事業所名	〇〇団地特定製造所
定期自主検査日 （検査年月日）	平成３０年５月２６日
検査の対象	集合装置
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」（経済産業省 商務流通保安グループ編） に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 〇〇〇〇 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容		
措置の内容		
措置完了確認日		ガス主任技術者 氏名 印

記載例 7-2 【特定ガス発生設備（集合装置）】

（様式一製 1）

定期自主検査記録書（開放／非開放）

ガス事業者名		〇〇ガス（株）		定期自主検査日（今回）	平成 30年 5月 26日	
事業所名		〇〇団地特定製造所		定期自主検査日（前回）	平成 年 月 日	
ガス工作物の名称		集合装置		運転時間	（設置後） h	
能力		50kg容器24本2系列			（前回定期自主検査日以後） h	
最高使用圧力		1.8MPa		使用前検査合格日	平成 5年 3月 4日	
対象期間			運転時間	故障による運転停止回数	記 事	
1年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日					
2年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日					
3年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日					
累積	平成 年 月 日～平成 年 月 日					
構成要素		機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項*1		
個別機器	集合装置	集合装置本体	〈目視〉〈漏えい〉	異常を認めず。		
		（連結管、集合管、バルブ、ストレーナ、配管）				
	検査対象		検査項目	検査結果及び特記事項*1		
共通機器	防火設備	〈外観〉	異常を認めず。			
	ガスの滞留防止	〈外観〉	異常を認めず。			
	電気設備の防爆構造	〈外観〉	異常を認めず。			
	火気設備との距離	〈外観〉	異常を認めず。			
	静電気除去	〈外観〉 測定	異常を認めず。			
	計測装置等	〈外観〉 〈精度〉	異常を認めず。（圧力計、温度計）			
	誤操作防止	〈外観〉	異常を認めず。			
	遮断装置	〈外観〉	異常を認めず。			
	構成等	〈作動〉	異常を認めず。（自動切替装置）			
	附属設備等	〈外観〉	異常を認めず。			
運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 （注）故障停止がある場合は、別紙に記載（停止日時、停止時間、状況・原因、対策等）を作成し、添付すること。				

*1：検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉：完了 ———：今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 〇年 〇月 〇日
ガス主任技術者 〇〇〇〇

印

(様式－１)

記載例８－１ 【特定ガス発生設備（気化装置<空温式>）】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス（株）
事業所名	〇〇団地特定製造所
定期自主検査日 （検査年月日）	平成３０年５月２６日
検査の対象	気化装置（空温式）
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」（経済産業省 商務流通保安グループ編） に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 〇〇〇〇 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容		
措置の内容		
措置完了確認日		ガス主任技術者 氏名 印

記載例 8-2 【特定ガス発生設備（気化装置）〈空温式〉】

（様式一製 1）

定期自主検査記録書（開放／非開放）

ガス事業者名	〇〇ガス（株）		定期自主検査日（今回）	平成 30 年 5 月 26 日
事業所名	〇〇団地特定製造所		定期自主検査日（前回）	平成 年 月 日
ガス工作物の名称	気化装置（空温式）		運転時間	（設置後） h
能力	100kg/h			（前回定期自主検査日以後） h
最高使用圧力	1.8MPa		使用前検査合格日	平成 5 年 3 月 4 日
対象期間		運転時間	故障による運転停止回数	記 事
1 年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
2 年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
3 年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
累積	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
構成要素	機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項*1	
個別機器	気化装置	気化器本体	〈目視〉〈探傷〉	異常を認めず。（●○（株）、○○○○）
検査対象		検査項目	検査結果及び特記事項*1	
共通機器	防火設備	〈外観〉	異常を認めず。	
	ガスの滞留防止	〈外観〉	異常を認めず。	
	電気設備の防爆構造	〈外観〉	異常を認めず。	
	火気設備との距離	〈距離〉	異常を認めず。	
	静電気除去	〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。（●○（株）、○○○○）	
	構造（基礎）	〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。（●○（株）、○○○○）	
	計測装置等	〈外観〉〈精度〉	異常を認めず。（●○（株）、○○○○）	
	誤操作防止	〈外観〉	異常を認めず。	
	流出防止措置	〈外観〉〈作動〉	異常を認めず。（●○（株）、○○○○）	
	構成等	〈外観〉精度	異常を認めず。液面計	
運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。		

*1：検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉：完了 ———：今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 又は A 3 とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 ○年 ○月 ○日
ガス主任技術者 ○○○○

印

(様式－１)

記載例 9－１ 【特定ガス発生設備（気化装置）〈空温式以外〉】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス（株）
事業所名	〇〇団地特定製造所
定期自主検査日 （検査年月日）	平成３０年５月２６日
検査の対象	気化装置（空温式以外）
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」（経済産業省 商務流通保安グループ編） に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 〇〇〇〇 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容		
措置の内容		
措置完了確認日		ガス主任技術者 氏名 印

記載例 9-2 【特定ガス発生設備（気化装置＜空温式以外＞）】

（様式一製 1）

定期自主検査記録書（開放／非開放）

ガス事業者名		〇〇ガス（株）		定期自主検査日（今回）	平成 30 年 5 月 26 日
事業所名		〇〇団地特定製造所		定期自主検査日（前回）	平成 年 月 日
ガス工作物の名称		気化装置（空温式以外）		運転時間	（設置後） h
能力		100kg/h			（前回定期自主検査日以後） h
最高使用圧力		1.8MPa		使用前検査合格日	平成 5 年 3 月 4 日
対象期間			運転時間	故障による運転停止回数	記 事
1 年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
2 年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
3 年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
累積	平成 年 月 日～平成 年 月 日				
構成要素	機器名称	検査項目		検査結果及び特記事項*1	
個別機器	気化装置	気化器本体	〈目視〉〈板厚〉〈探傷〉〈漏えい〉	内部開放実施。異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）	
検査対象		検査項目		検査結果及び特記事項*1	
共通機器	防火設備		〈外観〉	異常を認めず。	
	ガスの滞留防止		〈外観〉	異常を認めず。	
	電気設備の防爆構造		〈外観〉	異常を認めず。	
	火気設備との距離		〈距離〉	異常を認めず。	
	静電気除去		〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）	
	構造（基礎）		〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）	
	計測装置等		〈外観〉〈精度〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）	
	誤操作防止		〈外観〉	異常を認めず。	
	凍結防止措置		〈外観〉	異常を認めず。	
	流出防止措置		〈外観〉〈作動〉	異常を認めず。（●〇（株）、〇〇〇〇）	
	構成等		〈外観〉精度	異常を認めず。液面計	
	操作用電源停止時の措置		〈外観〉	異常を認めず。	
運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 （注）故障停止がある場合は、別紙に記載（停止日時、停止時間、状況・原因、対策等）を作成し、添付すること。			

*1：検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉：完了 ——：今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 又は A 3 とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 〇年 〇月 〇日
ガス主任技術者 〇〇〇〇 印

7.3 供給設備

7.3.1 様式

様式一供1 定期自主検査記録（導管用）

様式一供2 定期自主検査記録（整圧器用）

(様式一供1)

定期自主検査記録（導管用）

ガス事業者名		事業所名		路線の名称	
始点及び終点		延長		定期自主検査年月日 (今回)	
(始点)		口径		定期自主検査年月日 (前回)	
(終点)		最高使用 圧力		使用前検査合格 年月日	
設置環境	検査項目	各検査の実施 年月日	特記事項及び処置 (検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称および検査を実施した者の氏名を記載すること)		
埋 設 部	設置状況の 検査				
	漏えいに 係る検査				
	防食措置に 係る検査				
露 出 部 (架管等)	設置状況の 外観検査				
	漏えいに 係る検査				
	防食措置に 係る検査				
共同溝・ 洞道内部	設置状況の 外観検査				
	漏えいに 係る検査				
	防食措置に 係る検査				
海 底 埋 設 部	設置状況の 検査				
	漏えいに 係る検査				
	防食措置に 係る検査				
備考				ガス主任技術者 氏名	印

(様式一供2)

定期自主検査記録（整圧器用）

ガス事業者名				事業所名		
整圧器設置 場所の名称		型式		定期自主検査年月日 (今回)		
		能力		定期自主検査年月日 (前回)		
整圧器の名称		最高使用 圧力		使用前検査合格 年月日		
検査項目	各検査の実施 年月日	特記事項及び処置 (検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称および 検査を実施した者の氏名を記載すること)				
設置状況の外観検査						
分解検査						
機能検査						
漏えいに係る検査						
備考				ガス主任技術者 氏名 印		

7.3.2 記載例

様式－1 定期自主検査実施結果 導管の記載例

様式－供1 定期自主検査記録（導管用）記載例

様式－供2 定期自主検査記録（整圧器用）記載例

(様式－１)

定期自主検査実施結果（導管の記載例）

ガス事業者名	〇〇ガス(株)
事業所名	〇〇事業所
検査年月日	平成13年４月16日
検査の対象	〇〇線 (始点) 〇〇から (終点) 〇〇まで
検査の方法	(例) 「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編) に従って実施
検査の結果	(例) 記録の通りであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 〇〇 〇〇 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示事項	有 ・ 無
指摘・改善指示の内容	橋梁添加ガス管のサポート受台１箇所について、保安上支障となる劣化 ではないが取り替えること
措置の内容	サポート受台１箇所を新品に取替済み（平成13年５月20日）
措置完了確認年月日	平成13年５月30日 ガス主任技術者 氏名 〇〇 〇〇 印

(様式一供1)

定期自主検査記録（導管用）記載例

ガス事業者名	〇〇ガス(株)	事業所名	〇〇事業所	路線の名称	〇〇線
始点及び終点		延長	51.5km	定期自主検査年月日 (今回)	平成13年4月16日
(始点) 〇〇 から		口径	600mm	定期自主検査年月日 (前回)	平成11年4月15日
(終点) 〇〇 まで		最高使用 圧力	2 MPa	使用 前 検 査 合 格 年月日	昭和55年3月20日
設置環境	検査項目	各検査の実施 年月日	特記事項及び処置 (検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者 の名称および検査を実施した者の氏名を記載すること)		
埋 設 部	設置状況の 検査	平成13年2月20日	他工事管理番号〇〇の道路舗装工事箇所について漏えい検査を実施、異常を認めず。		
	漏えいに 係る検査	平成13年3月28日	・異常を認めず ・前回の漏えい検査 検査完了日：平成12年3月25日 検査結果：異常を認めず		
	防食措置に 係る検査	平成12年11月10日	・異常を認めず ・協力事業者：〇〇(株)〇〇支店 責任者 〇〇 〇〇		
露 出 部 (架管等)	設置状況の 外観検査	平成13年2月20日	〇〇橋梁添加ガス管のサポート架台1箇所劣化あり		
	漏えいに 係る検査	平成13年3月15日	異常を認めず		
	防食措置に 係る検査	平成12年11月10日	・異常を認めず ・協力事業者：〇〇(株)〇〇支店 責任者名 〇〇 〇〇		
共同溝・ 洞道内部	設置状況の 外観検査	平成13年2月20日	異常を認めず		
	漏えいに 係る検査	平成13年3月15日	異常を認めず		
	防食措置に 係る検査	平成12年11月10日	・異常を認めず ・協力事業者：〇〇(株)〇〇支店 責任者名 〇〇 〇〇		
海 底 埋 設 部	設置状況の 検査	平成13年2月20日	異常を認めず		
	漏えいに 係る検査	平成13年3月15日	異常を認めず		
	防食措置に 係る検査	平成12年11月10日	・異常を認めず ・協力事業者：〇〇(株)〇〇支店 責任者名 〇〇 〇〇		
備考	保安上、支障となる異常を認めず			ガス主任技術者 氏名 〇〇 〇〇 印	

(様式一供2)

定期自主検査記録（整圧器用）記載例

ガス事業者名	〇〇ガス㈱		事業所名	〇〇事業所	
整圧器設置 場所の名称	〇〇GS	型式	フィッシャー 310	定期自主検査年月日 (今回)	平成13年10月18日
		能力	50,000□／h	定期自主検査年月日 (前回)	平成10年10月19日
整圧器の名称	第1号整圧器	最高使用 圧力	2MPa	使用前検査合格 年月日	昭和56年10月20日
検査項目	各検査の実施 年月日	特記事項及び処置 (検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の 名称および検査を実施した者の氏名を記載すること)			
設置状況の 外観検査	平成13年10月10日	塗装の劣化あり、補修済み			
分解検査	前回の検査完了日 平成9年9月25日	本定期自主検査では実施せず			
機能検査	平成13年10月10日	異常を認めず			
漏えいに 係る検査	平成13年10月10日	異常を認めず			
備考	保安上、支障となるような異常を認めず			ガス主任技術者 氏名 〇〇 〇〇 印	